

議 事 日 程 (第 2 号)

令和3年12月8日(水曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第 1 ※一般質問

※一般議案

日程第 2 議第84号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算(第6号)

日程第 3 議第85号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第 4 議第86号 令和3年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 5 議第87号 令和3年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

※条例案件

日程第 6 議第88号 遊佐町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第89号 遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第90号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第91号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第92号 遊佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

※事件案件

日程第11 議第93号 橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋上部工工事に係る請負契約の一部変更について

日程第12 議第94号 町道路線の認定について

日程第13 ※補正予算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	齋	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時	田	博	機	君	副 町 長	池	田	与	四	也	君
総 務 課 長	中	川	三	彦	君	企 画 課 長	佐	藤	光	弥	君	
産 業 課 長 兼	渡	会	和	裕	君	地 域 生 活 課 長	畠	中	良	一	君	
農 委 事 務 局 長	池	田		久	君	町 民 課 長	後	藤	夕	貴	君	
健 康 福 祉 課 長	館	内	ひ	ろ	み	君	教 育 長	那	須	栄	一	君
会 計 管 理 者	菅	原	三	恵	子	君	農 業 委 員 会 会 長	佐	藤		充	君
教 育 委 員 会	石	垣	ヒ	ロ	子	君	代 表 監 査 委 員	本	間	康	弘	君
教 育 課 長												
選 挙 管 理 委 員 会												
委 員 長												

☆

出席した事務局職員

事務局長 高橋善之 議事係長 東海林 エリ 主 査 菅原 悠

☆

本 会 議

議 長（土門治明君） おはようございます。ただいまより本会議を開きます。

(午前10時)

議長(土門治明君) 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

また、説明員としては、全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

2番、那須正幸議員。

2番(那須正幸君) おはようございます。12月定例会2日目に入りました。質問内容に入ります前に、さきの6月定例会で私の一般質問の質問発言の中で「現在の法律では相続が発生し、相続を受けてから3か月以内に裁判所に申立てをしないと相続人として確定する」と申しましたが、確認したところ、相続人は自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に相続について、単純もしくは限定の承認、または放棄をしなければならないでありましたので、ここで訂正をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。初めに、遊佐の魅力満載、移住定住に欠かせないお試し住宅、今後の計画はであります。現在町で進めている移住定住の中にお試し移住体験があります。先日ふとしたことでテレビを見ていたら、お試し住宅の特集がありました。芸能人の親子が各地に出向いてお試し住宅の体験レポートをするという番組でありました。その番組の中で、初めの見出しに他県のチラシと一緒に山形県遊佐町のチラシが映し出されておりました。以前コロナ禍になるまでは、お試し住宅に県内外からの体験者が来ていたし、広野には元ボクサーの内藤大助さんが来て体験されていた番組が放送されたこともありました。改めて遊佐町のホームページの移住サイトを見てみると、チラシには「山も海も田んぼもある山形県遊佐町で、いつでもお試し移住体験」、「お試し体験住宅利用料無料」とあり、移住相談から始まり、町紹介、案内、お試し住宅に宿泊、そしてお勧めアクティビティが掲載されていて、鳥海山と遊佐町の恵みが目に飛び込んできます。一瞬で引きつけてしまうテレビの力はすごいなと感じたところでありました。

今現在、全国どこでも空き家が増え続け、その対策に追われる中、当町でも増え続ける空き家の対策がますます問われています。町のホームページから空き家バンクを見てみると、生活感のある写真ばかりが目立ち、見る方にとって魅力がある空き家として見えているのだろうかと思う写真もあります。そこで、思い切って町内や観光地にある空き家を公募などをしてイノベーションし、もう少し件数と予算を増やし、お試し住宅としてホームページにアップしてはいかがでしょうか。無論、イノベーション後は売れる空き家が条件となると思いますが、家屋調査をしっかりとすることも大切であり、また所有者の方の理解も必要となると思います。きれいに整備された写真をアップし、さらにSNSなどを利用し、町の湧水の紹介から周りの風景や商店街、観光地や庭先、そして玄関から中に入り、廊下を渡り、各部屋や窓から見える景色など、風の音や遊佐町の匂いがするような動画、(仮称)遊佐チャンネルで紹介してみてもはいかがでしょうか。コロナ禍の中でデジタルを利用し、人との接触を最小限にしながら遊佐の魅力満載で移住定住のさらなる促進を狙うものであり、ご提案をさせていただきます。また、現在のお試し住宅の利用状況と今後の計画も併せて伺います。

2つ目の質問は、遊佐ブランド推進協議会、今後の目標についてであります。加工場の利用は、第542回に私の一般質問の中で町長答弁にもあるように、ブランド推進協議会の事務局を常駐することにより、かなりの利用拡大につながってきており、成果が上がってきておると私は感じております。また、先日の広報折り込みにもありました通販の遊佐町特産便は、総量税込み4,800円などはかなり中身もぎゅぎゅっと入っていて、とても楽しめる企画商品ではないかと思いました。昨今、コロナ禍の中で今までできていた県内外での遊佐町のPR事業がなかなかできない状況にあることは、全国的な課題でもあると思われまし、遊佐ブランド推進協議会でもその影響を大きく受けていて、活動が縮小されていることは理解ができます。しかしながら、事業を進めるということは、コロナ禍の中でもその状況に対応していく体制と計画が必要であり、加工場利用者や生産者のバックアップ、またマーケットの販路拡大などがさらに必要であると考えます。続くコロナ禍での事業展開がこれからの遊佐ブランドの未来にかかっていると言っても過言ではありません。通販サイトの立ち上げ業務内容を含め、今後の遊佐ブランド推進協議会の目標を伺います。

3つ目は、統合後の空き校舎、すぐに対応できる管理体制かということであります。昨日も赤塚議員よりお話が出ました。令和5年4月といえば、年が明けるともう1年足らずであります。現在の小学校施設管理は教育課で管理を行っておりますが、町では統合後は用途によって他課に所管が移るとしております。現在の施設は体育館などを含め、スポーツ少年団、社会人のクラブ、地域の行事、子ども教室など、またグラウンドは地区運動会など、多岐にわたり利用があるところです。利用予約に関しては、空きがないくらいの頻度があるようですが、統合後の施設の管理はどこで行うのか、まだ明確ではありません。統合した日でも翌日でも地域のスポーツクラブやスポーツ少年団など利用がある場合もあり、利用に際しての管理体制に不安の声も出ております。施設の中にはまちづくりセンターへの移行があるところや、まだ利用が決まっていないところ、管理開始の日程も決まっておらず、施設が無人化になる可能性もあるのではないのでしょうか。冬期間の体育館利用の場合、駐車場の除雪はどうするのか、利用者がしなければならないのか、災害時の利用の場合はどうするのか、またグラウンドのフィールド内の草刈りも含めた周辺の環境整備はどうなるのか、即座に対応できる管理体制はできているのか、町の計画を伺います。

以上、提案を含め、壇上からの質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。12月議会2日目の一般質問、実は80年前に12月8日、太平洋戦争が勃発をいたしました。あれから80年という歳月が流れたわけですがけれども、町の貴重な方も戦争で多く亡くなられました。その皆さんにご冥福を私からお祈りしたいと思います。

それでは、那須正幸議員にお答えをさせていただきます。お試し住宅の件についての質問でした。町が空き家バンクに登録されている空き家を10年間借り上げ、リフォームした後、移住希望者等に町内での住居探しや町での生活を体験していただくために貸し出している定住促進空き家活用多機能型住宅、いわゆるお試し住宅につきましては、平成26年度に遊佐地区広野集落に1棟、平成27年度に吹浦地区布倉集落に1棟の計2棟を整備してきました。これまでに多くの方からご利用いただき、整備から令和2年度まで、合計84組が利用し、そのうち19組が遊佐町に移住しております。この2棟のうち、今年度に入り布倉集落に整備したお試し住宅につきましては、所有者の申入れから今年11月に賃貸契約を解除し、現在は広野集落の1棟で、利用希望者の対応を行っているところであります。

コロナ禍でのお試し住宅の利用者につきましては、コロナ禍以前の令和元年度が10組27人の利用だったのに対し、令和2年度は5組18人、今年度は11月時点で1組2人の利用にとどまっております。これは、新型コロナウイルス感染症拡大による移動の制限、感染が拡大する地域にお住まいの方に利用の自粛をお願いしたためです。10月以降は、感染拡大も落ち着いており、移動制限も緩和したことから、お試し住宅の利用に関する問合せも少し増えてきている状況であります。このような状況の中で今後ウィズコロナ、アフターコロナに適応しながらお試し住宅の利用を促進し、移住につなげるためには、議員からご提案いただいた町内の風景やお試し住宅の紹介動画の配信は人の接触を最小限にし、かつ現代のソーシャルネットワークサービスを含むインターネットの普及に対応した有効な手段と考えます。しかしながら、お試し住宅の動画紹介については所有者からご理解をいただいく必要があります、紹介の承諾をいただければ、I J Uターン促進協議会ホームページや動画配信サイトのユーチューブ、遊佐町公式チャンネル等を活用し、配信することも可能であります。今後紹介する内容を含め、対応、検討していきたいと考えております。

新規のお試し住宅の整備につきましては、立地条件、交通手段、物件の構造や状態、このコロナ禍での利用頻度等を踏まえて対象物件を選定し、所有者の承諾を得る必要があります。また、移住希望者が移住後の住居に求める条件は多岐にわたっているため、それらを配慮した整備も必要であります。今後は、利用者から短い期間でも自分が求める本町での生活を体験していただき、移住につなげるため、利用者ニーズを把握し、現在のお試し住宅の10年間の借り上げ期間終了後の状況も視野に入れ、物件整備も含めた事業計画を検討しているところであります。

2番目の質問でありました地域活性化拠点施設共同加工場の利用状況、そして遊佐ブランド推進協議会についてでありました。遊佐町地域活性化拠点施設共同加工場は、令和2年7月から稼働し、見学会と研修会を開催して施設の利用方法や加工実習を行い、周知に努めてきたところであります。令和3年度からは、加工品の試作や販売目的での開発が増え、町内外から多くの利用をいただいております。稼働日の全てが利用予約で埋まった月もあり、共同加工場の需要は今後も高まるものと想定されます。10月には共同加工場で食品営業許可を取得した第1号の商品、パプリカペーストが道の駅ふらっとで販売されました。地場産品を使った商品が加工場から多く誕生するよう、適切な衛生管理に努めながら支援していきたいと考えております。

遊佐ブランド推進協議会は平成17年度に設立され、我が町のブランドの開発と人材育成を実施してきました。国の雇用創造事業の採択を受けて、平成29年度まで雇用創出と就業支援の事業を行い、遊佐カレーや耕作くんなどの商品を開発し、東京都豊島区での遊佐ノ市の定期開催やまるっと遊佐等のイベント実施、販売拡大と交流促進を図ってきたところであります。しかしながら、昨年度からコロナ禍での遊佐ノ市の事業が中止となり、遊佐を出られない状態で遊佐ブランドを推進するという困難な課題に直面し、現在も事業の縮小を余儀なくされております。

今年度、遊佐ブランド推進協議会の事務所を地域活性化拠点施設内に移動いたしました。共同加工場の管理運営や遊佐産にこだわった商品の開発支援と販路開拓の司令塔として、地域活性化を図る役割が求められております。加工場を軸とした6次産業化の推進や生活クラブ生協や庄内みどり農協との共同宣言を生かした特産品開発、マーケティングを基にした販路開拓、ECサイトの運営等、ポストコロナを見据え

て事業と組織の見直しを図ってまいります。加えて、外部から専門家を招き、町が築いてきたビジネスネットワークを活用しながら、前例にとらわれない新たな時代に対応し、遊佐ブランド推進事業、アフターコロナをも見据えて推進していかなければならないと考えております。

3番目の質問でありました統合後の空き校舎、すぐに対応できるのかと、そして管理体制等の質問でありました。現在、小学校の体育館やグラウンドにつきましては、平日夜間、土日祝日に学校体育施設開放事業として、地域住民の交流やスポーツ少年団やスポーツサークルの活動の場として利用されております。また、児童の放課後の居場所づくりとして放課後子ども教室を開設しており、現在、蕨岡小学校区、吹浦小学校区で小学校校舎の一部を借りて開設しています。令和4年度には、新たに高瀬小学校でも放課後子ども教室が開催される予定で計画を進めております。このことから、体育館、グラウンドの貸出しや小学校の放課後子ども教室の開設について、小学校統合後の期間においても継続して実施していく必要がありますので、これまで同様に安心して利用できるよう、運用体制について検討しているところであります。

小学校統合後の空き校舎の利活用計画については、空き校舎利用の基本的な考え方や優先順位、配慮事項など、町としての利活用方針案を策定し、検討委員会を開催し、議論していきたいと考えております。また、中長期的な視野で町の公共施設や保有量の適正化を図り、町の行政需要への対応を進めるとともに、これまでの地域活動やニーズ等にも配慮して利活用方法や適切な管理体制を検討したいと考えております。なお、現在は学校という行政財産になりますが、統合後に普通財産として様々な利活用を行う場合は、建設時に国から補助金を受けていることや未償還分の起債をどうするかなどの課題も残っております。学校施設として建設しているので、施設の形態が変わると補助金の返還や、起債については繰上償還が条件となる場合もありますので、国、県に照会しながら活用へ向けた調整を進める必要があると考えております。また、本格的な活用までに時間がかかる場合は、可能な範囲で暫定利用なども検討しながら、現在使用しているスポーツ少年団や子ども教室の活動になるべく支障ができないよう配慮していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今町長からは細かく答弁をいただきまして、ありがとうございます。分かりやすく答弁をいただいたのかなと思っております。最初のお試し住宅といいたいでしょうか、現在はホームページを見ますと、山の家と海の家と、布倉の家もまだ載っておりました。写真ではありますが、載っておりましたので、皆さんももし後で、遊佐町のホームページから移住のところをプッシュしていただきますと出てきますので、見ていただければと思っております。ただ、やはり見たときに画像が3枚の写真しか載っていないのです。言葉で例えばいろいろとありまして、布倉地区は温泉も徒歩圏内と書いてあるのですけれども、結構私は遠いかなと思ったところもあったので、歩いて行けない範囲ではないのですけれども、やはり海の家であれば海の家らしく海を写して、海まで何分くらいとか、窓から海の状況が見えるような例えば風の音とか波の音とか聞こえるような、そういった動画配信ができないかなと私は現状を見て思ったわけでありまして。今現在コロナ禍の中で人が来れない状況、行けない状況の中でどうして配信をしていくかなと考えたときに、やはり今のデジタル化を利用して動画を使って配信するのも一つの手ではないかと思いました。

遊佐町には多くの湧水があります。人間というのは、やはり生まれたときから亡くなる時まで水には必ずお世話になっていきます。どこにも負けない鳥海山の恵みの水が遊佐町には湧き起こっております。やはりそういったところも動画に映して、お試し住宅の中から行って近いところにこういうところもありますよという紹介もぜひ遊佐町からとしてはしていただきたいなと思っておりました。

要綱を頂きまして、その要綱の中にちょっとお聞きしたいところがありました。定義の中の第2条の(1)の中に空き家情報活用システムに登録されている空き家のうち、所有者から町が賃貸仮契約により借り上げとありました。お試し住宅となる物件は、例えば現在公募しているのか、公募していなくて、あくまでも町のほうから、ここはお試し住宅に適しているという状況で持ち主、所有者の方に交渉しているのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） お答えいたします。

空き家バンクに登録されている物件から適当というか、お試し住宅として活用できそうな物件について役場のほうで選定いたしまして、所有者の方とお話しさせていただいて、お試し住宅としているところでございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長からお話、答弁がありました。役場のほうで選定しているのだと。紹介するに当たっては、環境も含めて、やはりその建物の管理も含めて、状況も含めてというお話ではあるかと思いますが、内容を見ますと10年間借り上げということでありました。ということは、やはり余力のある方でしたら、ただ空き家を持って空き家バンクに登録するよりもお試し住宅として町から借り上げていただいて、例えばリフォームしたほうが意外と利用頻度、管理、そしてその後の転売に関しても、私的には少し有利になるのではないかなと思いましたので、そういったところの選定の仕方をちょっとお聞きしたところであります。

そういう状況の中で、今回は空き家、このお試し住宅に関しては提案ということで今現在山と海と2つあります。その中で、できればやはり町も入れていただきたい。なぜかという、やはり町内も空き家というのがかなり進んでいまして、町内にも空き家が多くなっています。今回海の家がご利用いただける方ができたということでもありますので、また新しく海の家も計画に入れていただきながら、できればそのまま町内、町なかの空き家も町の家として、ぜひそういったことの計画は可能かどうかちょっとお聞きしますので、よろしく願いいたします。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 今現在お試し住宅1棟しかなくて、これから増やしていく予定なのですが、やはり物件、もともとの物件の状況等ありますので、最低限お試し住宅として活用できるようなリフォーム等必要になります。やはりイメージもありますので、その程度によっては非常にリフォーム費用がかかったりする場合もございますので、その辺の費用の面、それから場所等々を検討しながら選定していきたいと思っておられます。町場に造るのも非常にいいかと思っておられます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 提案として申し上げさせていただきました。ただ、今お話がありましたリフォー

ムもやはり費用がかかるということでありました。この別表第2の中にも費用のかかる金額と返済額というのが載ってまして、やはりリフォームをしても途中で契約解除となると、その分のご負担はいただくということなので、先ほど町長申しましたけれども、所有者の方からご理解をいただくというのがやはり一番大切ではないかなと思っておりました。

空き家バンクもそうですけれども、皆さん多分空き家の登録空き家も見ていただくと分かるのですが、止まっている写真がほとんど多いのです。やはり中には生活感のある空き家のお写真もあります。布団があったりとかいろいろなものがあって、多分私が見てその空き家を例えば見に行きたいなといったときに、その写真を見てどんなイメージを持つかなというところも一つあったものですから、少しやはりそういう動画を撮っていただいて、そこまで行く道のりとか、周りの風景とか、そういったところもぜひ今後のPRの仕方に取り入れていただければとても、見る方はイメージどおりでいいなというふうに見る方もいると思いますので、やはりそのイメージというのは来れない方にとってはとても大切かと思っておりますので、そういったところも可能な限り入れていただくように提案をさせていただきたいと思っておりました。

あとは、その動画の中でいろいろとあったのですが、先ほど壇上で愛媛県のお試し住宅がテレビで放映されたというところでありました。私も愛媛県を調べてみますと、まさに動画でお試し住宅を紹介しているところが愛媛県の久万高原町というところがやはり動画でいろいろと配信をしておりました。そのお試し住宅の中で今かなり話題になっているのが長野県のクラインガルテンという、ドイツ語で小さな庭というお話でしたけれども、都会と田舎の二拠点生活を行っている方がおられて、滞在型市民農園というところを長野県で運営しておりました。これは、長野県だけでなくほかのところにもあるようでした。小さな一戸建てに隣に茶園がついていて、それを1年間都会の方が借り上げていつでも使えるという、野菜を作りながら。その野菜作りは地域の方に先生がいて、教えながら長野県の生活を楽しむというやり方でした。金額的には年間20万円から50万円といろいろと差がありましたけれども、施設はもう整っていて、自分の別荘のような感じの造りという形でしたので、そういったところも遊佐町でも可能ではないかと思っております。いろいろな地域の先生も豊富ですし、また環境も豊富ですので、そういったところも踏まえて、やはり新しいこれからの未来の町づくりとか、人口の減少もありますけれども、少しでも遊佐に来ていただくという、そういう考えを入れていただきながら、こういったお試し住宅、そして空き家対策に取り組んでいただければなと思っております。いかがでしょうか、課長。

議 長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 今お話のありました、二拠点住宅ということでお話ありましたけれども、遊佐町も庄内空港等ありますので、今コロナ禍で便数少ないわけですが、4便プラスLCCとかということになれば、非常に行き来の便もよくなりますので、そういった空き家の利用の仕方もあるのかなと思っております。

あと、動画のことについていろいろお話をいただいております、動画作ってイメージどおりであればいいのですが、動画の作り手としてはやはりその動画をすばらしく、よく作りたいということで、きれいに見せるというのが基本になろうかと思っております。画像を加工するというわけではなくて、そういったフレームワークとか編集とかBGMとかでよくするわけですが、見た方が現状よりもよく思われ

て、実際移住してきてちょっと違うなとかということになっても、どちらにとっても不幸な状態になってはいけませんので、やはりこういったお試し住宅の整備で実際に来ていただいて、特にいい季節、悪い季節ございますので、両方の季節を体験していただきながら、選んでいただければいいのかなと思っております。そういった意味でもお試し住宅の整備については、今後も取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 課長から今答弁がありまして、予想どおりか、予想どおりでないかということも、それは来られる方、見る方が決めることでありますけれども、やはり例えば広野の家とかといった場合も町から10分とありますけれども、どういった道を通っていくのか想定がつかないわけでありまして。遊佐に来て初めてあそこに連れていかれて、夜の真っ暗な中でどうやって町に行くのだろうとかってやはり考えるわけなので、そういったところも写真では分かりにくいので、動画で見れるような形であればと思っております。

お試し住宅につきましては、町長からもこれからは検討していくというお話がありましたので、時間もありますので、ここで終わりたいと思っておりますので、ご検討よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、続きまして遊佐ブランド推進協議会、こちらのほう、先ほど私が壇上で申し上げました。加工場に関しましては、本当に担当の係の方が一生懸命やっただいて、かなりの利用が上がっていると思われまして。令和元年、令和2年、令和3年、現在とその利用状況をちょっと課長のほうから、もし分かる範囲で結構ですので、どのくらい伸びているのかお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

地域活性化拠点施設の共同加工場の利用状況ということでのお尋ねでございました。先ほど町長答弁の中にもございましたけれども、共同加工場につきましては令和2年度の6月に改修が終わりまして、7月から使える状態ということで今日までご利用いただいておりますけれども、まず令和2年度の実績から申し上げますと、7月から3月までの期間となりますが、利用していただきました延べ人数といたしましては80名の方からご利用いただきまして、回数でいきますと61回の利用回数となっております。あと、令和3年度の実績、11月までの実績となりますが、延べ人数の合計で149名の方、回数でいきますと122回ということで利用回数、人数とも伸びているという状況でございます。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 実績的には倍以上の、前年度と比べますと、利用と研修会の回数が増えているというところでありまして。本当に前回一般質問の中でもそういったお話をさせていただきましたが、なかなか計画を持ってこういった研修会などを進めるというのは、やるほうも不安でありますし、また来られる方がこういったものを、ニーズを望んでいるのかというところの状況把握も必要かなとは思っておりましたが、担当係の方々の熱意がやはりこの結果に出ているのではないかなと思っております。町長がよく言います、やってみなはれと。やはりやらないことにはこういった結果も出てこないものでありますので、今

後とも加工に関しては進めていただければとは思っておりました。

今月の広報、皆さん見られた方もいらっしゃると思います。先ほど町長が言いましたパブリカペースト、発売しますと広報に載っておりました。その中にQRコードがついていましたので、私もQRコードで見ってみました。そうすると、商品が出てきて、商品の説明と、それから生産者の方々の顔が出てくるのです。そして、ずっと行きますと料理のレシピが載っているのです。これはとてもありがたいなと思っておりました。今までの遊佐町の発信の中ではあまりなかったような感じがしました。何でそんなことを言いますかといいますと、やはり私とかもそうですけれども、男性の方も料理とかはやるときがあると思います。そんなときにそういったレシピがあると、やはりやりやすいと思うのです。その商品も使いやすくなってきて、促進にもつながるのではないかなと思っておりましたので、とてもいい企画ではないかなと思っておりました。ただ、前回通販サイトの立ち上げと町長がおっしゃっておりましたが、そういった通販サイトの立ち上げは今現在どういうふうになっているのかお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） 通販サイトの立ち上げの状況ということでお尋ねでございました。それは、6月の定例会のときにこちらのほうで補正予算を計上させていただきまして、マンマケーヤというサイトを立ち上げたいというご提案をさせていただいたわけですけれども、当初の計画でいきますと、9月頃にはサイトの開設を目標にしておりましたけれども、いざ向かってみますと、どういった商品を取り上げるとかという、何をどのように載せるかとか、そういった部分の調整にちょっと手間がかかりまして、12月1日の時点で一応サイトのほうにアップをさせていただいております。ただ、内容を見ますと、まだ完全なものではないといったところもございまして、クリックしてもちょっと次に飛ばないとか、そういったところも見受けられましたので、そういったところをちょっと修正をしながらしていきたいなというふうにお思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長からサイトの立ち上げが12月1日からというお話がありました。私も見てみたのですけれども、町にはふらっとのサイトもあるのです、社長いますけれども。比べますと、やはりふらっとのほうが見やすいのです。最初に送料とかも明確に書いてあって、いろんな商品のカタログもそうなのですけれども、かなり見やすく、買いやすくなっていました。やはりブランド推進協議会のホームページもそうですけれども、前からホームページの見やすさとかというのは指摘があったのですけれども、カタログというところをクリックすると、生産者の方々がどういうふうで作っているかとか紹介は出てくるのです。販売とかも全部個人の方々のところの電話番号とか載ってまして、これを生産しながら配送するのはなかなか大変ではないかなと私的には感じたところでもあります。ふらっとさんの商売敵にはなるかもしれませんが、やはりそういった生産者の方々をまとめまして、マンマケーヤというところで少し手を加えて、例えばレシピを加えるとか、そういったことも踏まえて通販サイトを作っただけだったら、もっと販路拡大がこれからなっていくのではないかなと私的に思ったわけでもありますので、そういったところを可能かどうか課長のほうに伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） 通販サイトについてのご提案いただきまして、ありがとうございます。私自身もまだこれ完全なものとは思っておりませんし、今おっしゃっていただきましたようにレシピとか、そういったものを加えながら、どんな生産者がどのように作っているのかとか、そういった情報を皆さんにお届けをしながら販路拡大につなげていきたいなと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 私たちもデジタル化の中でこういうタブレットを持たせていただきまして、今ホームページのサイトもそうですけれども、それ以上にやはりQRコードというのがとても便利だなと思いました。写真でこうやると、サイトがクリックすると全て出てくるので、そういった手早いところも利用しながら、ぜひ新しいサイトを立ち上げましたので、販路拡大や生産者の皆さんのまたこれからの活力になるような形で、加工場も踏まえて行っていただければと思っております。

そして、もう一つ、よく私毎日あそこの前を、旧え～こやさんの前を通るのですけれども、今までコンビニで使っておりまして、コロナの接種会場でありましたところが少し工事がかかっているようでありました。町のほうで工事をしているのか、もしくはどういった形での工事なのか、中のほうが工事ありましたので、もしどんな形で事業をするのか、そういったところ、分かる範囲で結構ですので、お知らせをいただければと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

活性化拠点施設の今工事というところへ入っているというお話でございましたけれども、今年度の4月の時点で活性化拠点施設の空きスペースといいたいでしょうか、そこを活用するために公募をさせていただいて、その部屋をぜひお使いいただきたいという形で3つの事業者さんのほうから入っていただいたわけですが、そのほか貸しオフィスとして提供できるスペースが1階の旧コンビニエンスストアのスペースが空いております、そちらもぜひ皆様のご利用に供したいということがありまして、10月の1日からホームページで公募させていただいて、利用いただける利用者を募集したところでございました。その後、応募いただいた事業所さんが1社ございまして、そちらの事業所さんの応募書類の内容を確認をさせていただきまして、遊佐町の活性化に取り組む意思というところが認められましたので、その事業所さんのほうに11月1日からお貸しをしているという状況でございます。その使用に当たっては、借りる事業所さんのほうで改修等の費用等も負担をいただいて、正式な利用に向けて今動いているといった状況でございます。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 活性化拠点の利用が増えてきて、だんだん、だんだん町の負担も少なくなってくるのかなと思っておりますので、そんなに町で出しているほどの利用金額はもらえないのかなとは思っていますが、そういったところも踏まえて雇用にもつながっていくかなと私は考えておりますので、やはりどんどん、どんどんその利用頻度も上げていただければと思っております。

あとは、駐車場の利用もまた一つの課題でありますので、それはまた次回の定例会のところでお話をさ

せていただければと思っておりますので、ぜひブランド推進協議会、先ほど町長言いましたウィズコロナ、アフターコロナ、いつまでもやはりコロナだからとは言っていない状況になってくるのではないかと思っています。やはりこれが当たり前の時代になっていく中でどういった形で事業展開をしていくのか、今後の目標、そこをちょっとお聞きしたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） まさに那須議員がおっしゃったように、コロナだからという形で停滞してもいいのだという形は、行政にはそれは許されるものではないという思いをしております。今実は非常に厳しい状況ではありますが、こういうときこそ計画をしっかり整え、準備をして、そして次に向けて、やっぱり今その段階ではないかなと。いつでも順調に右肩上がり、かつてのバブルの時代まで到達するという時代は、確かにそれは過ぎたと思います。だけれども、我が町でも定住促進についてもやっぱり波はあると。だけれども、そういう苦しいときこそ次の準備をしっかり整えて、そしてやっぱりそれに向かっていく、常にチャレンジする、そんなつもりで向かっていきたいなと思っております。

議 長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2 番（那須正幸君） 本当に遊佐のブランドというのは、いいものがいっぱいありますので、そういったところを再発見しながらも、やはり全国の皆さんに周知できるような形で今後の計画をぜひお願いしたいなと思っております。次に進めたいと思っておりますので、ブランド推進協議会につきましては終わりたいと思います。

3つ目の空き校舎の利用の管理がまだ決まっていないと。実は議会との懇談会の中でも、各地域のほうからもお話がありました。校舎に関しては、その都度その都度雨が降っても雪が降っても大丈夫なのでありますけれども、やはりグラウンド、実は私も息子たちのバスケットボールの部活動の中で菅里中学校なども借りたことがあったのですけれども、それまでは雪が降ってなくて、当日大雪になりまして、では行こうと行って行ったところが体育館の入り口が雪で入れなくて、保護者の皆さんに招集をかけてスノーダンプを持ってきていただいて、除雪をして利用したという覚えがありました。今現在まちづくりセンターの中で使っているのが西遊佐地区であります。西遊佐地区は、隣にグラウンドがありまして、地域の運動会などでもセンター管理で行っているところがあります。これから空き校舎になる利用に関しては2校が、例えば蕨岡と高瀬地区がまちづくりセンターに移行の意思があるというお話がありますけれども、そこもまたグラウンドが隣接しております。あとの2校は、まだ計画はありませんけれども、無人化になる可能性もあるということですよ、今現在は。ただ、統合が終わった後はすぐに全ての施設に人が入るといってもまだ計画にはないので、数年間は無人化になる可能性もあるということでもあります。そういったときにフィールド内の芝生、芝生のほうが多いのです。昔の吹浦小学校でしたら、クローバーが植えてあって草刈り機で刈ることもできたのですけれども、今の小学校のグラウンドはグリーンサンドが敷かれていて水はけも大変よく、そして芝生になっていて、吹浦小学校ができたときは1年か2年くらいはフィールド内を使わずに運動会をしたという、そういった経験もありました。やはりそれだけ芝生というのは、管理が大変なわけでありまして。誰もいなくなった小学校、現在は用務員の方が一生懸命、時間がある限り環境整備を行っております、私もそういう状況は多々見ておりますが、誰もいなくなった小学校のグラウンドの整備というのは誰がするのかちょっとお聞きしたいなと思われましたので、よろしく願いいたします。

これは教育課、企画課長。企画課長で。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） お答えいたします。

今利活用の検討を進めているわけですが、実際の管理をどこにするかということについては、まだ最終的に決まっていないという状況になっております。ただ、西遊佐のまちづくりセンターが旧西遊佐小学校跡地に移って、グラウンドも利用しながらというときに、改築のプロポーザルの審査の中でも自分たちの地域で使う施設については、自分たちでできることは自分たちでやって管理していこうということで、今現在も西遊佐のまちづくりセンターのほうで管理をさせていただいているようでございます。ただ、管理が決まっていないからといってそのままというわけにはいきませんので、企画課でやるのか、教育委員会でやるのか、その辺は別として、使える状態の管理というのはしていかなければならないと思っております。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 現在西遊佐地区のセンター隣のグラウンドに関しては、地域の方がボランティアで行っているというお話も伺っておりますが、ただやはり芝生に関しては1年たつとなかなか手がつけられなくなってくるのではないかなど。常時肥料をやったり、雑草が生えないようにやはり管理をするということも、水をやったりとかも必要ではないかなと思っておりますので、そういったところを踏まえて、きれいに管理されているところが稲川まちづくりセンターの隣の鳥海パノラマパークというところがありますが、あそこは結構年間通してかなりきれいになっています。あそこの整備に関しましては、民間業者のほうにお願いしているというお話をお聞きしましたので、その辺の費用、年間どのくらいかかっているのか、これは教育課長でしょうか。お聞きできればと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えいたします。

稲川地区のパノラマパークでございますけれども、やはりここの施設御覧になられるとおり、設置当初から地元のアンケートを踏まえつつ、使用目的はもう多目的で総合運動公園として利用しているところでございます。パノラマパークの管理というご質問でございますけれども、令和3年予算上は341万円と計上をしております。その仕様、内訳でございますけれども、まず園内、園外の芝の管理、そしてもう一つは樹木の管理と、もう全部、一帯、あの広さの敷地を一帯管理していただいておりますけれども、芝刈りで5回程度、肥料を回数で2回、それから除草剤の散布、殺虫剤の散布、それから散水、適宜施していただいているという状況の中で、やはり多目的使用ということもあり、夏場、春にはもう例えば幼児が親子連れで芝に寝転がって芝と戯れている様子がよく見られますし、グループで秋には芋煮をしているという状況が多く見られる、そんな総合運動公園でございます。その芝を管理、現状維持するにはそのくらいの経費をかけているということでもあります。

以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 思ったよりかかっているなというのが実質的であります。内容をお聞きしましたところ、やはりこのくらいはかかるのかなと思っております。ただ、これ周りの樹木も含めてというこ

とでお話がありましたので、なかなか現状としてはこれからやはり4つの小学校が統合して空き校舎になったときに、そのグラウンドなども多目的に使う場合もあると思います。そんな中で何か簡単にできることがないかなと。私もグラウンドゴルフをやるものですから、遊ぼつとか結構行くのですが、あそこでたまたま見たのが乗用カートに乗って草刈りをしている姿をちょっと見まして、多分町の所有ではないかなと思ったところでありました。その乗用カートというのは、町に何台あるのかちょっとお聞きしたいと思いますが、それは地域生活課長ですか。企画課長、お願いします。

議 長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

乗用草刈り機械の町の保有台数というご質問でございました。地域生活課では、都市公園、そして河川公園の管理用ということで乗用の草刈り機械ですけれども、8台保有してございます。その保管場所でございますけれども、遊ぼつには3台、中央公園に1台、月光川河川公園に2台、そして同じく月光川河川公園のハチノス公園に2台ということで、合計8台所有してございます。

以上でございます。

議 長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2 番（那須正幸君） 時間もなくなってきて、なかなか質問に入ることができないのですけれども、今課長からお聞きしたら8台あるということでありました。例えばの話ですが、提案として、その8台をフルに使いながら、重なる日はないと思うのですけれども、一般の方がなかなか乗って整備をするというのはできないと思うのですけれども、例えばグラウンドのフィールド内に当たっては、どこか建設会社さんのほうにお願いを委託して、年間2回、3回の芝刈りをその機械を使ってしていただくような予算取りができないものかとか、環境整備に関してはやはり木とか、アカシアとか松の木って1年たつとかなり伸びるのです。2年たつと、重機で引っ張るくらいまで伸びるので、そういったところもやはり恒常的になるように町のほうから予算を取っていただくということを提案しながら、私の一般質問を終えたいと思いますので、ご検討のほう、地域の皆さんの声を吸い上げながら、ぜひ円滑に利用ができるようお願いをしながら一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

議 長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 那須議員の最後のところでの乗用の芝刈り機械のお話ですけれども、今現在も西遊佐小学校のグラウンドの草刈りにおいては機械を借りて除草をしているということでもございました。ただ、オペレーターにつきましては業者の方ということではなくて、地域でそういう技能を持たれている方がいらっしゃって、その方から協力いただいているということでしたので、例えば木を切ったりすることについても多少危険は伴いますけれども、そういったことが好きな方、技能を持った方というのは地区にいらっしゃると思いますので、切った後の処分とかについては町でする必要があるかと思っておりますけれども、地域のこと、地域で活躍したいと思っていらっしゃる方も多くいらっしゃると思いますので、そういった方の力も借りながら管理していければと思っております。

以上です。

議 長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2 番（那須正幸君） 今課長の答弁に対してですけれども、地域の方の力も多々貸したいのですけれど

も、ボランティアはボランティアでありまして、やはりできる方、できない方もいらっしゃいます。地域の中ではなかなか、運動会があるから草刈りをするのだと。例えば今回のようにコロナがあって運動会ができなくなると、なかなかそのために人を集めるということはできない状況もあるということも知っておいていただきながら、やはり恒常的な予算というのは私は必要だと思いますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

終わります。

議長（土門治明君） これにて2番、那須正幸議員の一般質問を終わります。

11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、今回は50%のプレミアム付き商品券ということで伺います。2年度に、昨年度に40%のプレミアム付き商品券を2度販売いたしまして、大変好評でありました。消費拡大で地域経済へ波及効果を高めるために、50%のプレミアム付き商品券を発行するのも一つの方法ではないかと9月の一般質問で聞いたところであります。それに対する回答は、財源確保と購入者の公平性を担保しつつも販売が適しているのか、無料配布がよいのかなど、金額を含め検討するというもので、結果として無料配布方式となりました。財源は、財政調整基金繰入金の4,200万円で、福祉の充実の名目で高齢者等生活応援商品券事業を行うというものであります。内訳は、高齢者等生活支援及び町内事業所需要拡大のための商品券交付事業委託料4,039万円、商品券郵送料158万円、消耗品費3万円であります。65歳以上の高齢者がいる世帯と子育てをする独り親世帯に1万円分の商品券を無料で配布するもので、社会的弱者とみなされる方々に重点的に配ることで社会正義は保たれ、公平性は確保されると考えられます。配布する時期は12月上旬で、使用期間は正月を挟んで新年1月末日までというふうなことでありまして、タイミングよく正月前後の消費の需要に合っております。今回の商品券交付事業には全面的に賛成でありますし、何も異論はありませんが、商品券を受け取る側を画一的にみなしている面もあるようでございます。1万円分の商品券のお得ということなので、1万円払って2万円分の商品券を受け取ることと同じでありますし、この場合は50%のプレミアム付き商品券と同等となります。社会的弱者といってもそれなりに金を持っている人はいるし、町の世帯の75%も弱者とは考えにくい面もあります。12月はクリスマス商戦があるし、新年1月は消費が盛り上がることで、有利な商品券があれば、社会的にどうであっても12月、1月を合わせれば5万円分くらい買っておこうとする人はかなりいるとみなされます。このようなとき、50%プレミアム付き商品券であれば、2万5,000円の現金で5万円分の商品券を買えるということになるようで、1万円の無料配布商品券よりも歓迎されるのではないかと考えられます。

最近では、コロナの感染者が減少して、このまま収束すればそれにこしたことはありませんが、ブースター接種という3回目の接種の必要性や第6波に対する警戒も言われておりまして、小売業、観光業がどのくらい持ち直すかは先行きかなり不透明で予断を許さないとみなされます。このような状況でいつになるかは不明であります。再度無料配布式商品券の交付、または50%などのプレミアム付き商品券などの販売を検討するようであれば、できるだけ多額の50%プレミアム付き商品券の販売は十分検討に値すると思えますが、所見を伺います。

生活支援商品券が交付されることは、受け取る側にしてみればありがたいことには相違ありませんが、

この商品券だけで、当たり前ですが、あらゆる消費を賄うことは無理であります。消費行動は様々でありますし、消費者の購買力もいろいろで、ある程度購買力のある人には生活支援商品券を交付するだけでなく、プレミアム付き商品券を買ってもらうことも消費拡大に役立つことでもあります。その方向も今後検討できるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次、2番目として、ゲーム時間の管理ということで、子供がゲームばかりしていて勉強しないという悩みを持つ親は少なくないようであります。テレビゲームやパソコン、スマートフォンのゲームと学力の関係を測定した調査の多くは、プレー時間の、ゲーム時間の長い子供の成績は一般的に悪いという結果が出ております。中学時代のゲームの時間と偏差値60以上の高校に進学した割合を示したグラフによりますと、ゲーム時間が1時間までなら進学率にさほど悪影響はありません。ゲーム時間が15分と30分の人たちの進学率はむしろゲームを全くしなかった人たちよりもややいいような結果も出ていまして、1時間の人でもゲームをしていない人と同程度という結果もあります。つまり平日のゲーム時間が1時間までなら受験と学業に悪影響を与える心配をしなくてもいいと言えます。一方、ゲーム時間が3時間以上の人たちは、ましてや4時間にもなると、希望する進学校に進学できないというふうな傾向が現れてきまして、長時間のゲームが悪影響を及ぼすことも確認されております。

なぜこのような結果になったのかについての有力な仮説としましては、もっとゲームをやりたいという欲望を抑えてゲーム時間を1時間以内に抑えることができる子は自己管理ができるので、受験についても目的を設定して進めることができるというものであります。ゲームについて、「自分で決めたルールがあって守ってきた」と答えた人が受験の実績がよかったことがこのことを示しています。「家族と決めたルールがあった」と答えた人は、進学成績が上がっていないので、ルールは自分で決めることが大切であります。

小中学校時代は、基礎学力を身につける大切な時期でありますし、ゲームのやり過ぎによる学力低下と進学率の低下は防がなければなりません。1日1時間以上のゲームは危険であることを分かっている自己制御できる人は、妥当な対応をしていますが、1日に3時間、4時間となると明らかに学力低下に直結しているわけで、進学にも悪影響を及ぼします。ゲームは1時間までの意識づけが必要であります。ゲームをやらない子はほとんどいないくらいでありましょうし、1時間の意識づけを徹底するために、児童生徒の全員にゲーム時間管理表を配って、ゲームをやった時間を記入させることもゲームによる学力低下と進学率低下を防ぐ対策であると考えます。

以上です。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、11番、斎藤弥志夫議員から通告のありましたプレミアム商品券の発行等についてと、ゲーム時間管理表等についての質問でありました。2問目は、教育に関する質問と考えたほうがいいと思いますので、では私の中の範囲内で答弁をさせていただきます。

9月議会で11番、斎藤議員より一般質問いただいたプレミアム付き商品券事業であります。町では10月の臨時会で高齢者等生活応援商品券事業として4,200万円を補正予算計上し、議決をいただきました。12月に高齢者がいる世帯へ1万円分の商品券を発行、独り親世帯も含むのですけれども、現在発行しているところあります。使用に関しましては、12月15日から1月末まで使用いただけるということで、応援商品

券が届けられている現状であります。8月のペイペイキャンペーンを利用できなかった高齢者への家計支援、そして独り親支援という形の二段が図られておりました。

これまでプレミアム付き商品券は、財源に国の臨時交付金等を充当してまいりましたが、今回は町の一般財源で商品券事業を行っております。高いプレミアム率は、町民の消費喚起にはなるとはいえ、必要な財源も比例して大きくなります。販売方法の課題としては、コロナ禍であるのに売場に人が殺到して密になりやすいこと、町民に購入負担が生じてしまうことなどが挙げられております。商品券の印刷及び販売と換金に多くの経費と労力がかかることから、他市町では金融機関が商品券の換金業務を請け負わない事例も出てきており、商品券の枚数が増えると事業の実施が困難になることも今後想定されております。また、現行のプレミアム付き商品券、大手事業者が含まれるため、町の中小事業者への経済効果が弱まる傾向もあると言われております。

ご提案の50%の商品券販売の実施については、新型コロナウイルス感染症防止と地元業者への経済波及効果、財源確保、紙の商品券発行と換金に係るコストバランスを慎重に判断しなければなりません。8月に実施したキャッシュレス決済サービス導入促進事業では、ペイペイ還元キャンペーンにより、町の中小業者に大きな経済波及効果がありました。国では、現在開会中の臨時国会で補正予算が年末までに成立の様相ではありますが、詳細はいまだに地方には示されておらないのが現状であります。国の補正予算を視野に、8月に実施したキャッシュレス決済サービスペイペイについては、当初2か月の計画が1か月で終了せざるを得なかった反省を踏まえるときに、まずは2月等を含めて一番経済動向が弱いときにペイペイ等の事業を優先させていただくということが念頭に入って、これは国の動向、予算の動向と含めて今から検討しているところであります。さて、コロナ禍を町の中小企業が乗り越えられるよう、新しい生活様式に対応した取組を進め、地域経済を維持して発展するための財源確保に努めながら、これからも経済対策を検討してまいりたいと、このように考えております。

2番目の質問でありました教育に関する質問だと完全に思います。平成27年度より遊佐町青少年育成協議会が中心となって、「早起き・朝ごはん・躍動・早寝」運動に取り組んでおり、家庭、学校、地域、行政が一体となって幼児期、児童生徒期、高校生までの18年間を見通した基本的な生活習慣の確立を目指し、躍動する子供の育成を目指した取組を行ってきました。その中で「躍動」する遊佐っ子10か条の一つ、「メディアとは上手に付き合い時間を確保」のスローガンにおいて、各学校でテレビゲーム時間を含むメディア時間に関する取組を各種行っております。

議員からご質問のありましたゲーム管理表につきましては、自己管理ができる子供を育てていくために、とても効果的な取組の一つであると考えております。小学校では、期間を区切ってではありますが、家庭と協力しながらメディア時間のルールを決め、時間を記録し、評価する取組を行っております。中学校では、自分で計画を立てて実行することを大切にしており、生徒全員がスケジュール手帳を持ち、勉強時間やテレビゲームの時間等を自分で決めております。この取組は、小学校にも波及しており、小中連携しながら子供たちの自己管理能力の育成に取り組んでおります。今後も家庭の協力を得ながら、子供たちのテレビゲーム時間の管理を含めた自己管理能力の育成に向けた取組を行ってまいり所存であります。

以上であります。

議長（土門治明君）　　那須教育長。

教育長（那須栄一君） それでは、町長答弁の後を引き継ぎまして、私の持論を述べさせていただきます。
5分超えると思いますが、よろしいですか、お話しして。

（「どうぞ」の声あり）

教育長（那須栄一君） まず、本町であったゲームにはまってしまつてとんでもない目に遭つた子供の事例、どこかの議会でもお話ししましたが、彼はもう立ち直りまして、多分二十歳ぐらいになっているはずで、ひょっとしたら今年の成人式に来るかもしれません。小学校3年のときに、おじいちゃん、おばあちゃんが買ってくれたのか、親が買ってくれたのか分かりませんが、ゲームを買っていただきました。夢中になりました。そのうちに夜も昼もなく、ゲームに没頭するようになりまして、5年生になる頃にはついに学校に行けなくなりました。当然お父さん、お母さん、特にお母さん心配ですから、ゲームを取り上げます。お母さんに暴力を振るうようになりまして。大変でございます。昼夜逆転、学校にも行かない。とんでもない状況でございました。当然福祉のほう、学校のほう、教育委員会の指導主事にも相談がありまして、いよいよこれではいけないと、今だということで完全に親から離しまして、鶴岡にあります児童相談所に10日以上缶詰め。ゲームはもちろん、親とも地域とも遮断。そのぐらいの荒治療をやりました。もう5年生になって小学校に戻ってきました。そこで気持ちを一新したと思います。その後、徐々に学校にも来れるようになりまして、中学に行きました。そのとき、一生懸命親にも子供にも直接会って指導を徹底してくれたのが前の指導主事でございます。ですから、もう8年前ですから、もう二十歳近くになっています。中学1年のときです。たまたま指導主事が学校に用事があって、廊下でその生徒と擦れ違いました。当然何回も面倒を見てもらっていますから、児童にも怒りつけるというのが張本人、指導主事ですから、廊下で止まって、大変ありがとうございました、おかげで中学校で頑張っていますというふうに言ったかは知りませんが、きちんと頭を下げて、ありがとうございましたとお礼をしてくれたそうです。これは町内にあった実際の小学生、中学生、彼は立ち直つて今立派に成人式にも来れるかなという、そういう状況になっているようでございます。

先ほど「スマホ脳」という本が出ていますよ、お読みになりましたかということで、まだ読んでいないということですので、ぜひ買って読んでください。私も町内の書店に電話したら、「あっ、うちにもあります」ということで、すぐ次の日届きましたので、ベストセラーなのだそうです。概要を申し上げますと、スウェーデンのお医者さんが二、三年前に書いて、もう全国でも、ベストセラーですから、何十万部売れている本でございますが、まずゲームをお父さんかおじいちゃん、おばあちゃんが買って与える、これですけれども、例えば子供たち、小学生、中学生、二十歳までお酒は禁止していますよね。ゲームを与える子供はゲームするということは、同じように、これは大変なことなのだと。つまり先ほどの事例のような中毒になる当然要素があるものなのだと思いますということを彼は言っています、そういうふうに書いています。アルコールは禁止するのになぜスマホを与えるのかと、こういうふうに彼は書いていますけれども、極端ですけれども、そういうことだと思います。そういう事例がいっぱいあるわけですから。大人がパチンコにはまるのも同じです。パチンコ脳になっているわけで、あとこれチンジャラの音楽が切れて、いても立ってもいられなくなるのだそうです。身に覚えのある方もいらっしゃるようですけれども、冗談そのくらいにしまして。

そして、もう一つ、スティーブ・ジョブズ、聞いたことありますね。ITのもう有名なトップな企業者

ですけれども、息子には絶対アイパッドを触らせなかったという親らしいです。そういうものなのです。そういう機材であるということで持たせないことが、買ってあげないことが一番の対策なのです。

したがって、我が家では、我が家でなくてもそういう方がいい、親御さん知っていますけれども、家訓のようになって、孫はもうそういう小学生、中学生、幼稚園の時代になりましたので、家訓に近い状態で、うちではゲーム、スマホは大人になるまで持たせない。こういう状況を確認しているからであります。子供たちもそういうものだと思えばそういうもので、運動したり、勉強したり、本読んだり、要するに時間を確保して別のほうに躍動する視点を持っていけるわけでありまして、そういうことがスケジュール管理表という、中学校で出ていましたけれども、そういうことです。スマホをするなどというのはない、ゲームをするなど。30分、1時間、さっき議員おっしゃった、いいでしょうと。これ3時間、4時間になりますと、アルコール中毒と同じ症状になりますよということですから、それはいろんなところで親御さんにも発信しています。勉強会やっています。それでもやめられないのがゲームなのです。そういう危機感を私たち大人は持たなければならない。そうすると、時間管理表、中学校、小学校でやっています。出番はどこでしょうか。家庭です。親です。おじいちゃん、おばあちゃんがこういう私が申し上げたような自覚を本当に勉強して分かっているか。多分買ってあげたとか、そんなことになると思わないで買ってあげたと思います。これは、子供にとってえらい迷惑なことなの、本当は。でも、きちんと買わなければ、みんな持っているのに僕だけ持っていない、仲間外れされるとか、そういうことを懸念されると思いますが、それも乗り越えていくのが家庭の教育力。そんなことにはならないと。持たなくても、ちゃんとやることがおまえにはいっぱいあるのだと、そういうことを導いていく、それが家庭の私は教育力だと思っています。

先ほど陥った子供が毅然とした大人の対応で立ち直って、ちゃんと社会生活になじんでいると、そのことが示していると思います。ですから、議員おっしゃったスケジュール管理表、当然大事なことです。私も常に手帳を、もうこの年になると、あした何あるのだけとみんな忘れるものだから、スケジュール管理、手帳でして、スマホでして、うちの曆に書いて、職場の黒板書いてやっていますけれども、それでも忘れそうになる。これは大人でもそうですので、これ子供もスケジュール管理ということでやはり10か条の「躍動」する遊佐っ子条、躍動する姿、おじいちゃん、おばあちゃんは勉強する孫見たらかわいいのです。運動で頑張る子供いいでしょう。読書に専念している子供いいでしょう。では、本いっぱい買ってやればいいではないですか。スマホ買ってあげたお金で本何十冊も買えますので、ぜひそういう大人でありたい。学校の先生も地域も含めてということで、そういうことで、最後にこう言っています。「人がテクノロジーに順応するのではありません」と言っています。テクノロジーが人間に順応する、順応すべきである。ですから、持たない、使わないというのも人間の選択肢ですから。テクノロジー便利だから、あればいい、使えばいいということではなくて、それを無分別にやるとアルコール中毒になってしまうと、そういうことで、どうかお互いに頑張っていきましょう。大事な視点だと思う。ありがとうございました。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 教育長からは具体的な話も交えていただいて、大変丁寧に話をしていただきました。ありがとうございます。また後で少々伺いたいと思います。

まず、プレミアム付き商品券とかペイペイのことについてであります。昨年の40%プレミアム付き商

品券は夏に9,000セット、それから冬に1万3,570セットが販売されたということで、合計2万2,570セットが販売されたということのようです。1セット28枚で1枚500円ですので、1セットは1万4,000円分の商品券になるわけです。これが2万2,570セットあるわけなので、3億1,598万円分の商品券でありまして、これだけの消費に関係することになります。このときの町の持ち出しは9,967万円です。今年は、8月にキャッシュレス決済導入ということでペイペイ支払いが行われました。1億9,692万円分の決済に利用されております。2割のキャンペーン特典ということになりますので、一応町の持ち出しとしては3,728万円、ほぼこのくらいの額になります。今年は、12月に入ってから65歳以上の高齢者がいる世帯と独り親世帯に対する生活応援商品券として、1万円分の商品券を無料でほぼ3,700世帯くらいに交付しております。このときの町の予算は4,200万円、町が消費に関連する金額としてはほぼ3,700万円ほどになりまして、今年はペイペイの決済分と無料商品券を合わせて1億9,692万円と3,700万円分を合わせると、2億3,392万円分が役場が関与した消費と考えることができます、一応。これは、私なりの計算ではありますが、一応そういうふうなことになります。昨年より町が消費に関与した消費額としては、8,200万円くらい不足していますし、町の持ち出しとしては国からの交付金の有無もあるわけですが、一応2,039万円ほど不足しています。要するに昨年より町が関与した消費額としては減少しているということになります。ペイペイの支援や1万円分の無料商品券の配布は、それなりの消費拡大の効果はあるわけですが、昨年より取組が減退している面もあるように見受けられます。現状の小売業、飲食業、宿泊業、観光業などは依然として落ち込みが大きく、もう一度消費拡大の町の支援が必要であると考えます。町のほうに具体的なさらなる消費支援の取組があるのか私は今のところ存じませんが、ぜひ、これは必要なもので、もう一度消費拡大策を打ち出すのが適切であると思いますが、この辺の認識、考え方はどのようなものか伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

先ほど町長の答弁の中にもございましたけれども、国の動向を見据えて、財源確保ができ次第ということになるのだと思いますけれども、できれば年度内に再度ペイペイを活用したキャッシュレス決済、そちらでの経済支援を行いたいということを今想定しております。

以上です。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） ペイペイを活用したことをもう一度やろうかというふうな計画のようでございますが、ただ私がちょっと調べてみますと、純然たるペイペイ支払いだけで支援策を決めてしまうというのは、多少問題があるようでございます。これからちょっとそれは話します。8月に行われたペイペイ決済をどのように総括しているのか、まるっきりあれでよかったのだというふうな考えをしているのか、それともペイペイについてはほかの市町村や県外からの利用者もかなり来るということもあるわけです。言われていまして、これが実態であれば、こういう全くこれだけの取組となりますと、やや問題もあるのではないかというふうにも思われるわけです。私が聞いたところによりますと、酒田方面からももちろん来るし、あと秋田からも来るというふうなことです。にかほの辺りから、どこから来るかちょっと分かりませんが、そういう話を結構しているのです。だから、遊佐でまずこれをやるとしても、ただ遊佐の人間も酒田でペイペイ払いをやった、庄内町でペイペイ払いをやったと、こういう場合、そっちに行く場

合もあるわけです。これお互い様だというふうな考えもあるかもしれませんが、しかしやはりほかからいっぱい来られてしまって、トンビに油揚げをさらわれるような、そうはならないかもしれませんが、こんなことになっては町内の皆さんにとってはあまりよくないわけです。その辺ちょっと問題があるのかなと思います。

あと、もうちょっとしてから私、名古屋の例もありますので。それペイペイと、普通商品券って紙なのですけれども、これとうまく組み合わせたやり方しているやり方もあるので、それはまた、もうちょっとしてからまた話したいと思いますけれども、この辺、意味。

それともう一つ、スマホを持っていない人には無縁の支援策になってしまうということもあるので。これも一般的に高齢者が多いと思いますけれども、これもちょっと問題があるのではないかと、ペイペイだけになってしまうと。その辺をどのように考えるか伺いたいと思います。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 実は斎藤議員のおっしゃったこと、まさにそのとおりに予測をしています。キャッシュレス決済というのは、よそから外貨をどうやってこの町内に落としてもらうかというのの大きな原因になっていると思います。ペイペイというのは、何も町内の人に支援するのではなくて、よそから来た人でも遊佐の商品、遊佐のお店で買っていただいて、町の経済の活性化につなげる、いわゆる外貨を稼ぐという主体的な目標でスタートしたものでございますし、12月の今現在お届けしているものについては、町内の皆さんから、町内の皆さんに対して、高齢者でスマホ使えない方とか、あるいは独り親世帯等について、それは町内の人をしっかりと応援しましょうという形で今のプレミアムの商品券をお届けする事業、当然その位置づけは最初から違うものだという認識の下でスタートさせていただいているということを答弁させていただきたいと思います。残余の答弁は、担当の課長より答弁いたさせます。

議 長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） ただいま町長から答弁もございましたけれども、やはり見方いろいろあるかとは思いますが、今年度経済支援策として行ったものとしたしましては、緊急経済支援事業ということで、町内の事業者を幅広く対象といたしまして、こちらのほうから助成をさせていただいたというものがございまして、いろいろご指摘ございましたとおりではあります、やはり事業の狙いといいたしましうか、対象者、目的、そういったものに応じて様々な事業を組み合わせながら対策を行っていくべきかなというふうには思っております。また、情勢等が変わっていく場合もございまして、そういったところ、いろいろ情報を集めながら、皆様のご意見をいただきながら対策を見ていきたいなと思っております。

議 長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 私、昨日ですけれども、ネットでいろいろちょっと見ていたのです。そしたら、ちょうどいいような記事が載っていましたので、今回のことに関して、ちょっと話させてもらいたいと思います。朝日新聞のデジタルで、12月7日付のネット記事でございまして。名古屋のプレミアム付き商品券は来年6月に発行されるそうです。こういう記事で、これ見出しなのですが。この場合、スマホは電子商品券を扱うみたいな格好になるわけですが、それが4割だと、予算のうち4割だと。そして、従来どおりの紙のプレミアム付き商品券が予算のうちの6割だと、こういう分類をしております。1冊1万円

の商品券を1万3,000円分の買物ができるようにするということですので、プレミアム率は30%です。名古屋の場合、30%。スマホ用の電子商品券と紙の商品券を合わせて168万冊発行するもので、もともとスマホが使えない高齢者の皆さんに配慮して紙の商品券の割合を多くしたものであると、こういう組合せのやり方をしているのです。それで、1人5冊、5万円まで買えるものであるということです。だから、結構、5万円まで買えるとなると、3割のプレミアムついているとすると、5万円出して6万5,000円分の商品券になるわけです。だから、結構大型のそういう支援対策になっているのではないかと思います、遊佐町よりは少なくとも。そういうものでありまして、市長が、河村市長ですけれども、スマホを使えない高齢者らに配慮したものとしたという話です。

（「スマホ100%だ」の声あり）

1 1 番（斎藤弥志夫君） ええ。それもあるけれども、1枚限りですので、そういうことなので。電子決済は、ペイペイとはこれ限らないわけですけれども、限りなくあるのですけれども、ペイペイ100%、または紙の商品券が100%といった発行の仕方はあまり意味がないようにも見受けられます。やはりその中間を取って利用しやすいほうにちょうどいい具合に利用してもらおうと、こういう形を名古屋はもうとっくに取っているのです。ですが、山形県の場合はペイペイを使った支援策というものは、あとペイペイだけなのです。今まで、例えば酒田もそうだし、庄内町もそうだし、上山もやっているのですけれども、これ組み合わせるという発想がないのです、ほとんど。ないです。時田町長、ぜひやってください、今度新たに。ぜひお願いします。これは、ペイペイでやればペイペイだけだというふうな、こういうやり方はもうあまりよくないです。高齢者の皆さんの存在をないがしろにするような、スマホを持っていない者は物を買に行くなみたいに、こういう区分の仕方はよくないと私は言っているわけなので、その辺をうまくかみ合わせたようなやり方を今度はしてもらいたいと思うのです。そういうことでもって、私もちょっと余計な力入りましたけれども、町長にぜひそういう形で今度は頑張ってくださいと思います。どうでしょうか。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） まず、今年予算が少ないではないかという最初に話ありましたが、昨年の事業についてはコロナの交付金をしっかりと充当したという形でありましたが、今年度は、実は9月の議会のとときも質問あったときに、いや、国の補正が必ず来たら、それに対応しますよという形で進めましたが、いわゆる10月の臨時会のとときまで国は対応してくれませんでした。そして、実は今経済対策の事業、また経済対策、町のいろんな宿泊業とか、宴会業とか、観光業とか大変苦心している中での第2次の経済対策にも何とか国の事業を入れたかったのですけれども、国がまだ国会を開かないで、あと変わったものですから、国の補助金、予算等を、交付金等を活用してのそういう事業は開催できませんでした。私は、ペイペイ、8月にやったのは当然その交付金事業を使いながらもやりましたが、あのときはやっぱり使えない方がいると、そういう中で今の10月の臨時会で、年末にはあの時点で予算組みをして準備をしないと駄目だから、いわゆる商品券による事業を実行させる。いわゆる組み合わせる、年間を通せば、やっぱり組み合わせる事業を行うというのは、それは当然のことだと思っておりますので、それらをやってきました。ただ、12月末まで補正予算は通るとは言っていますが、詳細については県を通して町に来るわけで、それが県にも来ていない、町にも来ていないという現状の中で、町としてやっぱり地域経済何とか守りたいとい

う形で、今回も交付税の留保のお金を主体にして経済支援策を打たざるを得ないと。そんな形でなかなか国会議員の皆さんは、地方の疲弊とか痛みは分かってもらえないのだなという思いしているところであります。もっと機動的にやるのであれば、もう今頃に1月、2月のペイペイの事業の補正予算も実は計上したかったのです。上程したかったのですけれども、なかなかそれが組み合わせられなかったということ。やっぱり財源がない中でどうやるかということを考えてときに、なかなか財源がない中で事業をただやるということ自体が果たして町民の理解と議会の理解もらえるかという、それはなかなか難しいであろうということで、私はもう既に9月議会から早く予算を、補正予算を組んでほしいということは話しておりましたので、それら等の国の予算がまだどういうものなのか分からない中で非常に苦しかったのですけれども、限りある財源の中で準備をさせていただいたということ。国から予算が来れば、それはもういち早く上程し、多分1月の後半には臨時会ということ想定しなければ、2月からの事業には間に合わないわけですから、来年の6月という形までは持っていけません。やっぱり年度中に、年度内に早くこの次の経済対策も準備したいということで今検討しているところであります。

以上であります。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 国の支援というか、予算の来方、どのくらい来るのかというふうなことも大きく関係してくるわけなので、ただ単に方式としてはあっても裏づけがないとなかなか進むことができないということもあります。ただやり方としては、私、名古屋の例なんか参考にしてみますと、ペイペイだけでなく高齢者に配慮した、そういう、河村市長、私さすがな面があると思います。ちゃんと配慮してくれているのです。もうスマホはあなたたち持っていないなくても、ちゃんとそれだけの商品券を使うことができますよと、初めからこういう前提でやっているわけなので、ぜひ、そのまままねなさいという話ではありませんけれども、そういうことも考えていただいて、この次はやっていただきたいと、このように思いますので、そこはよろしく願いいたします。

先ほど教育長からゲーム関係のお話をさせていただきました。小学校時代におじいちゃん、おばあちゃんから何か面白いゲーム機を買ってもらって、もうはまってしまってどうしようもなくなった子がいたみたいですね。でも、今は立派に立ち直って、成人式にも立派に来るかもしれないと、こういう状況にもなっているようですので、その人にとっては、私はそこまで立ち直りといいますか、なった状況は本当によかったなと思います。できればこういう状況になる子を初めから出さないような学校教育といいますか、家庭内でのしつけとか、そういうものもあるのでしょうか、そういうものをもっと初めに取り組んでいただけなかったのかなとも思うわけです。ですから、のべつ幕なしにゲームやっているような、こういう状況は何としても避けなければならないだろうと。私はその辺、その分野に関してはもちろん素人ですが、ですがこんなことを普通に考えます、やっぱり。ですから、特にゲーム時間が1時間までだったら、まず問題ないです。1時間までだったら問題ないです。本当に問題ないです。私、ネットでこのゲーム時間と学校の成績というふうなことをずっと見ました。そして、この辺についてのグラフがいっぱいあります。私は、今回参考のためのグラフというのは何も用意していませんけれども、グラフがいっぱいあります。どれもこれも1時間が切れ目のような、分水嶺のような形になっています。1日のゲーム時間が3時間、4時間超えると、完全にもう学業が下がります。これもデータとして出ていますので、その辺

を頭に入れてもらって、教育者の皆さんに臨んでいただきたいと思います。ゲームはしてもいいけれども、1時間以上はやってはいけないよと、こういうふうな意識づけをしてもらいたくて、私もゲーム時間の管理表というものを配って、ゲームした時間をそれに書き込めと、書き込んだらどうだという話をしているわけです。その辺の趣旨を多少酌んでいただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 先ほど紹介しました本にもそういうことが書いてありますけれども、これはもう10年前から学校の先生方も、我々も、親御さんも、PTAの積年の課題でありまして、PTAの研修会は、ただN T Tから来てもらったり、警察から来てもらったり、研修して、研修して、研修して、もう斎藤議員おっしゃることは皆さん重々承知して、スケジュール管理表も、先ほどお話ししましたように、やっている、中でも小でも。それでも徹底しない、それが現実であるということもご理解いただきたいと思います、私もそのデータは知っています。特に本町の子供たちはやっぱり、東京とか向こうは塾に行く時間なんかもあるものですから、そっちのほうに結構時間割かれることもあるでしょうし、勉強時間が少なくてゲームの時間が多い、これはデータの的に本町もそうです。山形県の子供たちも全体的にそういう傾向があります。それは、みんなもう分かっているのですけれども、なかなか思うように子供たちは分かって、もちろん分かって実行している子もいるのです。先ほど言いましたように、やっぱり子供と大人がそういういろんな思いを共有してやっていく。やはり私は、子育てというのは御飯食べさせて、着物を着せて、学校に、幼稚園にやるのが子育てでないのです。それをやらなかったら、ネグレクト、虐待ですから、それは当たり前前のことで、こういったゲームへの対応もきちんとして、子供たちの育成を見ながら、昨日、今日、明日、家庭の中で、あるいは学校と連携して、地域と連携して子供たちを育てていく、これが子育てなのです。その辺はやっぱり大人が、私も含めてですけれども、私は子供はもう大きくなりましたので、孫の世代ですけれども、その辺は家庭に帰れば、長男、嫁もいますけれども、常に話題にしながら、様子を見ながら、私もアドバイスもしますし、その辺はやっぱり家庭の連携プレー、地域の連携プレー、PTA、学校を巻き込んで、ましてや本町はコミュニティ・スクールで、学校運営協議会等でもそういった話題は当然出てきておりますので、そういうことはなかなかやってもやっても子供たちにはなかなか浸透しない、追いつかない、そういう現状でございますので、議会でもそういう強い激励があったと受け止めまして、またPTAの場なり、学校への指導の場でメッセージを送っていきたいと思います。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） これで最後になりますが、ぜひ、ゲーム時間はもう1時間以上絶対やらないように、そういうふうな意識づけを繰り返し、繰り返し指導していただきたいということを最後に申し上げます。私の質問は終わります。

以上です。

議長（土門治明君） これにて11番、斎藤弥志夫議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時52分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） それでは、私から一般質問をさせていただきます。

今日町長からは、12月8日は真珠湾攻撃があつて戦争に突入した日だというふうにおっしゃられておりました。つくづく平和な世の中を大事にしなければいけないというふうに、身にしみ込ませたところであります。

あした、12月9日は大黒さんというふうに地域の行事がありますが、ニュース等を見ますと、ハタハタが捕れなくて、ハタハタを揚げられないというような、そんな状況であります。これを異常気象と言っているのか、今は異常気象が当たり前の世の中になっております。今日も非常に天気がよくて、いつもの12月議会だと雪もちらちらということではありますが、穏やかな12月議会であります。そういった意味で穏やかな一般質問になるように心がけ、一般質問をさせていただきます。

それでは、鳥海山・飛島ジオパークは、我が町を含めた秋田県と山形県の県の垣根を越え、3市1町の自治体が協力し、日本海と大地がつくる水と命の循環をテーマに2016年、日本ジオパークに認定されました。早いもので、皆さんもご承知のとおり、昨年10月には第1回目の再認定検査が行われ、本年2月、再認定されたことは大変喜ばしいことだと思っております。再認定された日に共同会見を行った関係自治体3市1町の首長の皆さんは、次は世界ジオパーク認定を目指すと意気込みを示しておりました。

さて、ここでもう一度皆さんとジオパークについて振り返ってみたいと思います。ユネスコ世界ジオパークの概要といいますと、ユネスコ世界ジオパークは国際的に価値ある地質遺産を保護し、そうした地質遺産がもたらした自然環境や地域の文化への理解を深め、科学研究や教育、地域振興に活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とした事業ですというふうにあります。ユネスコの国際地質科学ジオパーク計画の一事業として実施されております。現在、世界では44の国、169のユネスコ世界ジオパークが認定されております。日本からは、9地域が登録されております。ちなみに、日本ジオパークは2021年9月現在であります、44、そのうちの9つが世界ジオパークに認定されております。

ユネスコにおける正式事業化についてであります、ユネスコ世界ジオパークの前身である世界ジオパークについては、ユネスコの支援の下に2004年に設立された世界ジオパークネットワークの調査、認定に関する業務を実施してきましたが、各国での世界ジオパークへの関心の高まりを受け、本事業をユネスコの正式事業化とすることが提案され、第38回ユネスコ総会において、ユネスコ世界ジオパークとして正式に事業化が決定されておりました。あわせて、我が国において既に世界ジオパークに登録されていた8地域については、正式事業化と同時にユネスコ世界ジオパークとして認定されました。正式事業化後の審査事業については、世界ジオパークネットワークとの連携の下、ユネスコ世界ジオパーク・カウンシルが行い、認定については同カウンシルの勧告を踏まえ、ユネスコ執行委員会が行っております。

我が国における体制整備については、これまで我が国からは推薦地域の選定等を行ってきた日本ジオパーク委員会を日本ユネスコ国内委員会が我が国におけるジオパーク・ナショナル・コミッティとして認証

するとともに、我が国におけるユネスコ世界ジオパーク事業における登録審査業務に関する権限がある機関として認証いたしました。

このように概要から体制整備まで説明させていただきましたが、ジオパーク推進協議会、これは3市1町であります。一般市民、町民への理解を深くするために、ジオパークサミットやジオガイド養成講座などを数回重ねてきました。先日、4日の土曜日であります。遊楽里で子供たちを対象に勉強会等を開催しております。しかしながら、関係自治体の一般市民、町民の認識はまだ高くないかというふうに思われます。それらをもっともっと深く活動、それから行動が必要かと思っております。世界ジオパークのハードルは非常に高いと認識しております。これらを含め、今回ユネスコ世界ジオパークを目指す意義を伺い、壇上からの質問とさせていただきます。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、午後からの質問者であります10番、高橋冠治議員に答弁をさせていただきます。

目指す意義はという形だと思います。鳥海山・飛鳥ジオパークは、2016年の新規認定から4年、前回の指摘事項の改善や教育活動を中心としたこれまでの取組が「他のジオパークの参考になる取組が行われている」と高く評価され、今年2月に日本ジオパーク再認定をいただきました。この間にも町民の皆様からの認知、理解を深めていただくための周知も努めてきたところであります。ジオパークに対して、12月に入ってから、先ほど議員が質問の中であった4日、土曜日に学習研究発表会が遊楽里を会場に開催され、写真、いわゆるフォトを切り口にした発表や3市1町の小中学生の発表など、すばらしい学びの場としての活用をされており、ジオパークに対してある程度の認知、理解はいただけると感じております。ご質問のユネスコ世界ジオパークを目指すことについてであります。ユネスコ世界ジオパークというプログラムの目的は、ふるさとの美しい景色とそこに育まれた人々の暮らしや文化を次の世代に引き継いでいくことであり、これを実現するために地域の資源をそのままの形で教育や観光に活用するとともに、認定商品の開発など地域経済の活性化にもつなげていくものであります。この目的につきまして、遊佐町をはじめ、構成市町からの賛同を確認したところでもあります。

続きまして、なぜこのタイミングでということですが、ユネスコ世界ジオパークの認定を目指すには、日本ユネスコ国内委員会から鳥海山・飛鳥ジオパークはユネスコ世界ジオパークとしてふさわしい価値を備えているというお墨つきをいただき、ユネスコに推薦していただく必要があると伺っております。そのために、ユネスコ世界ジオパークの認定までには今から準備を始めたとしても何年もかかるものと考えられております。現在、2024年のユネスコ推進に向けて人員の確保を含む体制整備と地域住民へのジオパークの普及啓発活動を展開しておりますが、これらのうち人員については、協議会事務局にユネスコ世界ジオパークの現地審査を経験している専門員が赴任しており、体制整備が進んでいると考えられます。また、今年の春に由利本荘市長が長谷部前市長に代わりまして、湊新市長に交代がありました。構成の3市1町の会議、そして協議と合意を得て、このタイミングで世界認定を目指す活動を始めたところでもあります。世界ジオパークについては、2025年にユネスコの審査員による現地審査を経て、2026年の認定を目標とした形で進めていく予定であります。その中で町民の認知度を向上させ、ジオパーク活動の担い手を増やしていくことは必要不可欠であります。世界を目指す鳥海山・飛鳥ジオパークを今まで以上に知ってもらい、

体験してもらえるようにこれからも町民の皆様をはじめとした多くの皆様への周知に努めてまいります。

夏のジオパークのブルーのシャツをこれまで着用しておりましたが、今度はジオパーク協議会でブルーのトレーナーですか、トレーナーも今、まずは職員から着ていただくという形。そして、それが町民へ広がることによって、それらがまた一層進むものと、そのような期待をしているところであります。

以上であります。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 由利本荘の市長が代わって、新市長からも賛同を得て一致団結してやるのだということでもあります。世界を目指すのは、別にといいますか、ぜひ、それはどうせやるなら世界と。いろいろお聞きします。我々も、たしか私は議員として隠岐の島、あれも世界ジオパークです。それから、島原、それから室戸、この3か所が行政視察をして、しっかり説明を受けたところであります。日本ジオパークと違って世界となるとやはりかなりの認識が、町民、市民の認知度が高くて別格なのだという話をされておりました。それほど日本ジオパークと、ユネスコから認証を受けるという世界と言える立場になるのですが、それほどやっぱり地域の人方のジオパークに対しての認知度、関心度がぐうっと高まるということでありました。要は持続可能な社会をつくっていくのだということがうたわれて、ジオパークもその中にすっぽり入っております。今でいえばSDG sですか、その中にこのジオパークという考え方もすっぽり入っております。なので、世界ジオパーク、改めて日本ジオパークから世界ジオパークを目指すということは、それぞれの自然環境とかいろんな部分をしょいながらそれをやっていくということになります。そのためには先ほど言った、町長も言っていましたとおり、地域住民にもっと認知してもらって、その活動に参加していただいて、そして世界を目指すのだというふうにあります。

世界を目指すためには、必ずしておかなければならないものがあるのだそうでありまして、1つは組織を一般社団法人に立ち上げて、そこが中心になってやらなければいけないということがあります。まず、それを立ち上げるということが必要。そして、また先ほど町長も言っていましたしっかりした専門員、今大野専門員ですか、これは島原が世界ジオパークになったときの当時の専門員として頑張ってくれた人で、今当方のジオパークのプロパーとなって来ていただいております。一番大変なのは、やはり世界ですので、アピールの要素が違うのだというふうにあります。1つは、世界が認める論文等を掲載していかなければいけないと。それから、当然英語力の堪能な人、そしてそれらをちゃんと理解して翻訳できる人、いろんな人の力が合わさって初めて成り立つものかなというふうに思っております。まずは、第1番目の一般社団法人への転換ということはどうのように考えているのかお伺いします。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） お答えいたします。

一般社団法人という名称でお話が出ておりますけれども、組織としては法人格を持つ組織でない駄目だということですので、NPO法人等もございますけれども、今現在協議会のほうでは一般社団法人を目指して活動をしている、進めているということになります。一般社団法人にした理由、先進地の状況も踏まえまして、例えば隠岐のジオパークでも一般社団法人化して進めているというあたりを参考にしながら進めている状況のようです。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君）　まずは、この鳥海山・飛島ジオパークの特徴といいますと、県をまたいでということであります。県をまたぐジオパーク、日本にもあるのですが、京都、兵庫、鳥取ですか、山陰海岸線のジオパークがあります。なかなか社団法人、NPOでもいいので、つくるときにどこが中心になるかというのはこれが問題で、多分隠岐の島の4島あるうちの観光協会2つか3つを1つにしてNPO活動にして、そこが事務局になってやったという話は聞いております。そうなると、やはり1町3市のそれらの部分がしっかり組み合わせていかないと、これ第一歩がなかなか容易でないのかなというふうに思います。同じ、県内で市町村が分かれていけば何とかうまくいくのかなという。県境を越えたからうまくいかないという話はしていないのですが、やはりそこには若干の温度差があったりするのかなというふうに思っております。そこで、やはりどこが受皿になって、どのような組織体制に持っていくのかは今考えないと。それが一歩なので、それがしっかりしていないと前に進まないのかなというふうに思います。そのお考えは、今どのような方法で法人格をつくるのか伺います。

議 長（土門治明君）　佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君）　今現在、任意団体ではありますけれども、協議会で進めているという状況になっております。この協議会につきましては、その3市1町、どこがメインということではなくて、それぞれの自治体から職員を出して運営しているところがございます。ですので、一般社団法人化を目指すといっても約款等を整備しながら、特にここを中心に、どこかの市を中心にといった組織ではなくて、あくまでも今の協議会を前提にしたような組織になろうかと思えます。また、将来的には、協議会は各市町からの職員派遣で構成しているわけですが、社団法人化することによって、プロパーの職員、直接職員を雇って運営していけるような組織になっていければということで進めているところがございます。

議 長（土門治明君）　10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君）　法人格を持つのは、その延長上の中で考えていくということであります。

もう一つは、日本、世界ジオパークを含めて44のジオパークがあります。ジオパークが関係しない県なんてほぼないようでありまして、あるとすれば広島県と岡山県ぐらいで、あとは全部関わっております。当初、日本ジオパークに認定するということで、やっぱり観光も一つ起爆剤になるのではないかという話をされておりました。ところが、ジオパークより世界遺産、世界遺産のほうがやはり強いわけで、日本にも世界遺産が25ほどあります。なので、ジオパークだから、観光というふうにはなかなか今まで結びつかなかったわけです。

まずは、その辺でちょっと調べてみました。ジオパークが観光と結びついているのかというふうなこと。大手旅行会社では、まいたびという旅行会社があって、一度は訪れたい国内のジオパーク12選というものがあって、それを核にした旅行パックがあるようです。その中では、1位は糸魚川なのだそうでありまして、これがポイント制でちゃんとあるのです。人気ベスト6まで各団体が調べておりましたが、1位が糸魚川で1,100ポイントで、2位が山陰海岸、先ほど言った京都、兵庫、鳥取のところにあるのが1,010ポイントで、次に島原、これが990ポイント、4位が洞爺湖有珠山850ポイント、5位が室戸840ポイント、6位が阿蘇790ポイントということで、ポイントでずっとやって上位に絡めた旅行パックをやっているということでもあります。観光協会にもちょっとお聞きしましたが、そのようなパックを組んだときがあるかというふうに聞きました。ないわけではないが、日帰りの遊佐を中心にした日帰りツアーみたいなものはした

ことはあるが、地域を全部網羅した宿泊を伴うようなものは企画はしていないということでありました。まずは、世界を目指すにはやはりこういうもののそういう周りの人から見る、旅行会社から見る魅力あるやっぱりジオパークにしていかなければならないというふうに思っております。このポイントの中では、世界ジオパークだから高いわけでもないということもあります。なので、魅力を発信していかなければ世界に到達しないので、まずそこから3市1町を含めた宿泊型パックをして、全国の皆さんからも知っていただくということが必要かなと思います。その辺はどうお考えでしょうか。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） お答えいたします。

今現在、直接そのジオサイトを回るような旅行パックというのは、直接というのはなかなか思い浮かばないところなのですが、その辺は今後の課題になるかと思えます。いろいろジオサイトを結びつけて旅行商品を開発していく。それから、場所だけではなくて、そのジオサイトを説明してくれる人、ジオガイドをしっかり養成して、その場所を紹介してくれる。特にジオサイト、そのガイドの説明の中に例えば自然の地形だとかだけではなくて、そこに住んでいる人たちの文化、いろいろな文化とその地形がどうやって関わっていつているのだとか、産業とどうやって関わっていくとか、そういった物語的な解説ができることより好評というか、見ている人もその地域についての理解が深まるということでしたので、ガイドのスキルアップも含めながらそういった商品開発も、協議会のほうにはなるかと思えますけれども、進めていくことになるかと思えます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） まずは、そこが非常に大事ではないかなというふうに思えます。我が町でもジオパークという言葉は、聞いたことない人はいないと思えます。ただ、それを理解するにはやはり我々も本当のこと言って全て分かるわけではないと、我々ではなくて私かもしれません。そのような状況において、これから世界を目指すということになれば、もっとももっといろんな情報を流し、いろんなところで3市1町が協力していかなければならないというふうになっております。まずは、ただ日本に44あって、世界的にいくと山ほどあって、それから今もう14地域が日本ジオパークへの申請予定をしているということでもあります。なので、どこに行ってもジオパークかなと。それに世界遺産があって、ユネスコの認定したいろんなところがいっぱいあるというような、そんな将来的にはなるのです。秋田なんて白神が世界遺産です、ユネスコの文化遺産。それから、男鹿は日本ジオパーク、それから鳥海山もあって、湯沢もあって、秋田県はもうユネスコの文化財とジオパークだらけです。だから、そういうふうに現在その方向に向かっているのです。この44から今もう14か所が認定の用意があるというのでありますから、58か所になるわけです。その中で、鳥海山・飛島ジオパークの色を出すというのは大変なことなのかなというふうに思っております。なので、簡単に次は世界だというのは私も賛成であります。かなりハードルは高いのかなというふうに思っております。どの辺がハードルが高いのか、認識があれば教えていただきたい、そんなふうに思えます。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） お答えいたします。

世界に向けての採点基準のようなものがございまして、そこで自己評価ということでチェックして、セ

ルフチェックができるようなシートもあって、それを実際にやってみると弱いところ、ないところというのが出てくるわけですが、先ほどお話しした運営組織が法人化していない。そこについては、今一般社団法人ということで向かっているところになりますけれども、あとは拠点施設ということで全体、鳥海山・飛島ジオパークは4つの市と町で構成されておりますので、本来であれば、どこか1か所に大きな拠点施設があれば一番いいのかもしれませんが、なかなかそういった整備はできませんので、今現状としては各市町にサテライト的にその拠点施設を整備していかなければならないのかな。今現在遊佐町は、遊楽里の展示ホールでしかないわけですが、展示ホールでジオのことを紹介しているわけですが、やはりここは、例えばですけども、PATができたときにはPATの施設の一部を利用して観光のインフォメーションとともに、そういったゲートウェイ的な場所、ジオパークの紹介できるような場所も整備していければいいのかなと思っております。

あと、世界に向けてということでは、研究員のお話も先ほどありましたけれども、専門の研究員の方は1名着任されましたけれども、国際的な語学のほうの研究につきましては、今これから来年の4月に向けて募集を開始していくということで予定しているようでございます。そういったところで、そのハードルについては一步一步越えるような準備をしている状況にあるかと思えます。

以上です。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 世界を目指すにはまだ専門員が足りないという、1人では大変でありますし、そして今出向している職員は5年、6年いるわけではありません。その都度替わります。今の人で3人目、4人目ですか、3人目ですか。そのぐらい替わっております。なので、やはりしっかりした人材を育成して、そういう組織にしていかなないと、なかなかまとめまでは時間はかかるのかなと。あと、国際的な論文というのは秋田大学の先生にお願いするのだというふうな話をしておりましたが、それもやっぱりそう簡単には、なかなか大変なのだそうであります。なので、町長からは時間はかかると言われました。本当に時間がかかるのだそうであります。なので、かなりハードルが高い事業かなというふうに思っております。

それで、町長にお聞きしますが、3市1町の首長方の考えといいますか、世界を目指すときに皆様、雑談を含めていろんなお話をされるのだと思います。その辺、どのような皆さんのお考えか、酒田は飛島を強くというような考え方もあろうし、その辺伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 鳥海山・飛島ジオパークに関しては、実は横山前にかほ市長と私とで先導的に日本のジオパーク向かいましょうといった、合意をした最初の人間であります。やっぱり地域のこの環鳥海、特にかつては出羽国という形のくくりでいけば1つなのですけれども、幕藩体制、侍の時代に庄内藩とかいろんな、矢島藩とかいろんな争いが確かにあったということも認識していますが、力を合わせて同じ目的でやっぱり前へ進めましょうやという形でいくと、丸山市長、湊市長、それから市川市長、これは私も含めてしっかりと連携取っていきましょうということは確認をしているところであります。多分不足もいっぱいあるのだと思いますが、世界に向かう中で実は山形県と秋田県から年度の初めに何とか補助金出ないのだろうかという話までいったこと、申出をやりましょうやというところまで進みましたが、秋田県全体としてやっぱり八峰白神、男鹿、大潟、湯沢、鳥海、飛島を持っていて全然補助金出していないと。山

形県でいくと、残念ながら鳥海山、飛鳥しかないという形の中でありますので、やっぱり複数あるところは、県によって協議会をつくりながら協働のアピールの場ができたのですけれども、山形県では月山がもうギブアップしましたので、そういう機会が、なかなか一緒にやる県内での団体がないということが非常に残念であります。私は、山形市と上山と宮城県の蔵王町ですか、そういう形で秋田、山形、宮城、かつては県境争いで裁判もした経過がたしかあるはずですが、やっぱり県内でも蔵王も実は手挙げてほしいなという思いをしているところでもあります。そして、やっぱり蔵王と鳥海山、飛鳥と一緒にジオパーク等の発信をすることができれば、また協議会ができれば、県の姿勢も多少変わってくるのかなという思いをしているところで、県内で月山がもうギブアップしたのが何とも残念なのですが、これ他の自治体のこと、それからお互い負担金を出しながらの事業をやっているという中で、それ出さないでやってきたところを出して、また頑張れということも言えない状態なので、非常に心苦しいのですが、鳥海山・飛鳥ジオパークに関しましてはお互いが国か何か県の補助金を要望することなく、今まで自前の財源でしっかりとこれらの発信をしよう、そしてそれらを後世に伝えよう、残そうという形が何年か続けてきたということ。特に心強かったのは、再認定に当たったの現地調査で、やっぱり全国のジオパーク活動の模範となるような活動をしっかりこの地域はやっていますよという日本ジオパーク協会から評価をいただいたということは、地域の活動としては、これまでの活動としては間違いない方法で進めてきたのだらうなと思っていますので、それら等もっともっと力、連携を深めることができればすばらしいと思っています。

現在、会長は市川にかほ市長、副会長が酒田の丸山市長、そして事務局は実は、当初は酒田から出たのですが、現在は由利本荘市から事務局長が出ているという状況。実は職員派遣に対しても、男性職員ばかりでなくて女性も派遣してくださいよというジェンダーのことで大分要望もいただいています、事務局からは。そのような新しい時代に新しいことを目指す頃かなと思っていますし、実はユネスコでいけば、来訪神事、アマハゲがまさにユネスコの無形文化遺産、民俗芸能という形で、我が町では滝ノ浦、そして女鹿と鳥崎のエリア、3集落のものが世界のユネスコに認定されているということあります。また、実は遊佐町はかつて民俗芸能祭、全国の芸能祭やったときに、民俗芸能、神楽等の受入れをした経過がございまして、九州の神楽の団体から、今度は杉沢比山と世界を目指そうではないかというお誘いも現在受けているところでもあります。ということは、多様な文化とか人々の暮らしがやっぱりしっかり根づいて、それが今まで傳承されている地域なのだということ。次の世代、子供たちには地域を誇りを持ってやっぱり紹介できるような地域でありたいと思いますので、遊佐町以外は全て市という大きな町でありますので、それら等一緒に力を合わせながら、これからも営々と努力をしていかなければと思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） これから受皿となる法人を充実していくということは、イコール各自治体から負担金が増えるということです。たしか今ジオパーク関係は600万円ぐらいですか、そのぐらいだと思っています。これが多分その倍ぐらいには、いずれはなるのかなというふうに思っています。やはりそれほどの予算をこれからつぎ込んでいくということは、途中で駄目でしたということにはなかなかならないの

ではないかと。やはり県からの補助金は本当にあればいいのですが、町長言ったとおり、秋田県はあり過ぎるのです、いっぱい。ところが、山形県はなさ過ぎる、あまりにも。今先ほど言った蔵王がジオパークにということで、蔵王町、宮城県なのです。宮城県の蔵王町がやりましようやということで上山、山形に声をかけても、上山、山形が何もしなくても今観光で成り立っていると、わざわざジオパークにしなくても成り立っているの、まあ、いいですよというお断りをしているのだそうであります。なので、こういうふうに県内に仲間がない寂しさ、それから秋田のあり過ぎる容易でなさということであります。なので、まずは結局全てその準備は各自治体の持ち出しになっていくのだろうというふうに思っておりますので、それに対してやっぱり町民から納得いくような、やはり成果を出さないと、やはり後から残念で済む問題でもないのかなというふうに思っております。

なので、準備も大変なのだそうです。2026年といいますと、もうちょっと早ければ、遊佐パーキングエリアタウンができる頃にちょうど世界ジオパークに認定されれば、タイミング的には最高なのかなというふうに思っております。多分それを目指して協議会、今頑張っているのだと思います。ぜひとも、そうなる周りの3市からは、遊佐町に合わせたような事業だと言われかねないということで、やはり県境をまたいで市をまたぐというのはなかなかやりづらいところもありますが、皆さんが首長が、よし、やろうというふうに声高らかにうたったわけなので、これはしっかりしていただかないと地域住民の期待に応えることができないというふうになるので、しっかりやってほしいなというふうに思います。

あとは、企画課長に伺いますが、完璧なジオパークって今なかなかないのだと思いますが、一応宿題等あるのか、ないのか、その辺あれば伺います。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） この2月に再認定を受けたわけですがけれども、そのときに指摘された事項が何点かございました。それにつきましては、例えばですけれども、早急に解決すべき課題ということで、今象潟、にかほ市、九十九島になりますけれども、そこが圃場整備の対象になっているということで、その九十九島につきましては非常にいろいろ資料が残っているというか、松尾芭蕉が1689年、このとき訪れたときは松島のような風景だったわけですがけれども、その後1801年に鳥海山が爆発、噴火したようなのですが、その翌年、1802年に伊能忠敬が近代測量を行って記録を残しているわけです。その2年後、1804年に象潟地震で隆起して今のような風景になったということで、非常に地球学的にも歴史学的にも貴重な場所ということで、圃場整備によってそういった資料が失われないように調査、圃場整備やること自体は経済、地域の持続的な活動のために必要なことなので、圃場整備でそれらが失われる前にしっかりとボーリング調査や測量を行うというようなことで、今現在そういったところに着手をしているようであります。

あとは、鳥海山、昔我々が地理で勉強した頃は休火山で、その当時死火山とか活火山という分類だったわけですがけれども、今現在はそういった分類ではなくて、レベル1とか、鳥海山は常時観測している火山にはなっているようですがけれども、そういった火山の噴火、防災面で研究成果を情報提供、こういった火山でこういった噴火の状況になるのかといった情報提供、あとは地震での津波等ありますけれども、そういったところの危険性を各構成団体の危機管理部局と調整するとか、そういった講座を設けるなど、出前講座等で周知をしていくというような取組も行っているようです。

あと、漂着ごみで広域的な取組をということで、これは今すぐということではないわけですがけれども、

遊佐も釜磯等で多くの漂着ごみがございますけれども、そういった漂着ごみについてもいろいろな研修会、イベント等で周知していく、あるいはクリーンアップ活動も釜磯で行っていますけれども、そういった活動につなげていく、あるいは今はそういったクリーンアップ活動がツアーの一部になっていたりということもございますので、そういった取組を行っていくということで、漂着ごみに対応するプログラム等を構築しながら進めているということで、指摘された事項についてはそれぞれ対応策を取りまとめまして、日本ジオパーク委員会のほうに提出しているようでございます。

以上です。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） そこそこの問題があります。象潟では、今言ったような基盤整備すると、やはりなかなか前のような景色が見られないというところがあります。私、最近ずっとユーチューブで鳥海山ジオパークを検索すると、幾つも動画が流れてきます。空撮による遊佐町、酒田市からずっと山手に行って海岸沿いを映す、非常にきれいな動画がいっぱいあります。それを見ながらすばらしいなというふうにも思うところではありますが、さっき言ったように漂着ごみの問題、それからもう一つは多分企業との関係性、それ含めてこれからいろんな課題があるのだと思います。

最近不安に思うのは、今日これから一般質問する洋上風力であります。洋上風力の景観の問題が、再認定のときにどう扱われるのか。そして、地中深く打つので、海岸の地下湧水に影響がないのかというようなことも危惧されるわけでもあります。ちょっと専門員からお聞きしたのですが、洋上風力はSDGsにかなった事業だから、再認定のときにはあまり問題ではないのかなというふうな話をしておりましたが、でもどういう規模になるか分からない状況です、今は。なので、私たちはそれが世界ジオパークになるときの足かせにならないかなというふうに心配しているのですが、町当局はどのようにお考えか伺います。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） お答えいたします。

洋上風力につきましては、地球温暖化対策、カーボンニュートラル等の取組を行っているということで、地球のためにこの地域でそういった事業に取り組むということについては、専門員もおっしゃっていたわけですが、その審査の世界を目指す上での支障にはならないということで発言をされておりましたので、そのことだけお伝えしたいと思います。

以上です。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） まず、とにかく現時点での鳥海山・飛島ジオパークをもっともっと認識していただいて、その延長上に世界があるというふうに思っております。まず、ここにおいしい、「ぺろっと」という冊子があって、これ3市1町の特産といたしますか、ジオパーク認定の品物なのですが、50品目ほどあります。見てみますと、遊佐でいえば遊佐カレーだとかあります。でも、全国レベルでここはすごいなというものがなかなかなくて、やはりみんな苦労しているのかなというふうに見えてきます。これらを含めてもっともっとアピールをしていかなければいけないというふうに思っております。まず足元からしっかり頑張っていく必要があるというふうに思っております。

あと最後に、これは2月のときに共同記者会見のときに記者が最後に自分で取りまとめた文書がありま

す。こういうことを言っています。今後、世界ジオパークに認定されるためには、日本ジオパーク委員会による国内候補地審査を通過し、ユネスコの審査を受ける必要があると。ただ、国内候補地への申請から順調でも3年はかかるとされていると。近年は、国内審査を通過したところはないという、大変狭き門になっているということでありまして、なかなか申請しても、審査をまだこの日本ジオパーク委員会の審査が通らないというところがあるということなので、その記者もかなり狭き門だというふうにおっしゃっておりますので、まずこれをかいくぐって、世界ジオパークに認定されるように努力していただきたいというふうに思いまして、私の質問は終わりたいと思います。

議長（土門治明君） これにて10番、高橋冠治議員の一般質問を終わります。

3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 私たちには、避けることのできない4つの苦しみがあるとされておりまして。それは、生、老、病、死であります。命を授かり、生まれ、生きることは、人間の思いどおりにはいきません。年老いて体の自由が利かなくなる苦しみ、病によって健康を損なう苦しみ、そしていつかは死を迎える苦しみであります。これらは、全ての人間に共通する根本的なものとされておりまして。しかし、私たちはこれらの苦しみから逃避するのではなく、正面から向き合うことが重要だと言われておりまして。病気になったら自分の体を気遣い、適切な治療を受け、その病気に対応しなければなりません。私たちは、これらの苦しみを避けるために、いろいろな人々の力を借りて生きております。病気について言えば、医療機関の医師、看護師等、いろいろな方々の助けを受けて治療を受けなければなりません。

そこで、当町の看護師等奨学金貸付けの現状についてお伺いいたします。平成31年以降の申請状況をお伺いいたします。なぜ31年以降ということかと申し上げますれば、平成30年12月定例会で5番議員が同じ質問をされておりまして。そこで、9名現在貸付けを受けているとのご答弁でございました。それ以降のことについてお伺いいたします。

さらには、資格取得後に町内の医療機関等に就職した際には返済免除となっておりますが、これまでの実数についてお伺いいたします。

さらに、町民の健康維持のためには、医師の確保が必要と思われまして。現在山形県医師修学資金貸与制度で、山形県内の医療機関に勤務する医師を確保する努力がされているのは承知しております。当町における看護師等奨学金貸付けと同様の制度を新設して、町内勤務の医師の確保の予定の有無があるかどうかをお伺いいたします。

次に、ヤングケアラーという言葉が最近よく聞かれますが、このヤングケアラーの実態についてお尋ねを申し上げます。しかし、これも昨日5番議員が全く同じような質問をされておりまして、補足的なご答弁をいただければありがたいと思っております。

以上、壇上から質問いたします。よろしくご答弁お願いします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から3番、佐藤議員に答弁をさせていただきます。

1問目は、看護師等奨学金貸付けの現状についての質問でありました。看護師等奨学金貸付事業の平成31年度以降の申請状況についてであります。新規の申請者は平成31年が1人、令和2年が3人、令和3年が2人となっております。貸付期間は在学する養成施設の正規の修学期間となっておりますので、継続

を含む各年度の貸付者数は平成31年度2人、令和2年度4人、令和3年度5人となっております。

次に、返済免除の実数についてですが、貸付金が返済免除となるのは、養成施設を卒業した日から1年以内に看護師等の免許を取得した後、3年以内に町内の医療施設等で看護師等の業務に従事し、その従事した期間が3年継続したときは全額免除となっております。平成26年度から令和3年度までの貸付者数は、15人となっております。令和3年10月末現在、町内の医療施設等で看護師等の業務に従事している方は、償還猶予中1人を含む5人で、貸付中は4人となっております。

次に、町内勤務の医師確保の予定についてであります。平成30年の医療法及び医師法の改正に伴い、都市部と地方の医師偏在の是正を通じ、地域の医療供給体制を確保するため、地域の医師確保対策の主体的役割を都道府県が担うこととされています。山形県においては、令和2年度に山形県医師確保計画を策定しております。庄内地域は、必要な医師数が現在医師数を下回る医師少数区域と位置づけられております。遊佐町においても、医師や看護師の不足は喫緊の課題となっております。町内の医師数は9名、人口10万人当たり66.6人（平成30年度末）であります。庄内地区では最低となっております。そのため、町では、地域医療を支援する上で医療従事者の人材確保、育成を重要課題として位置づけ、平成25年度より地域医療安定化対策支援事業、看護師等奨学金貸付事業を町単独で実施いたしております。医師に関して町では看護師等と同様な奨学金貸付制度はありませんが、山形県医師確保計画、地域医療構想の推進の下、関係機関と協議を重ねながら、新型コロナウイルス感染症対策を含めた在宅医療と介護の連携を推進するため、今後も医師確保に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

2番目の質問でありました、ヤングケアラーの実態という形でありました。昨日の6番、松永裕美議員と重なる質問のため、多少答弁重複すると思われま。ご理解をお願いしたいと思います。

現在遊佐町における実態としましては、ヤングケアラーと思われるケースは確認されておきませんが、家庭環境の状況から、今後ヤングケアラーになる可能性があると思われる児童生徒が数名いることは把握しております。関係機関と情報を共有しながら、それぞれの機関において見守りと支援を行っているところであります。遊佐町におけるヤングケアラーへの具体的な支援としましては、平成18年度から要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待などの要保護児童等の支援内容について協議を行っております。協議組織の構成は、教育、福祉、医療、警察、児童相談所など、多くの関係機関で構成されており、ヤングケアラーの概念についての共通認識を図るとともに、遊佐町でそうした子供が確認された場合には具体的な支援方法について協議を行う組織となっております。ヤングケアラーの対応につきましては、福祉、介護、教育、医療などの関係機関が連携して、早期発見、早期支援に努めていくことが重要であるとされております。現在のところ、遊佐町においてはヤングケアラーと思われるケースは確認されておきませんが、今後そのような状況にある子供が確認された場合は、子供の権利侵害や家庭の状況に関してアセスメントを行い、必要に応じて家事援助サービスや介護サービスにつなぐなど、多様な機関と連携しながら支援してまいります。

以上であります。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 答弁ありがとうございます。町の認識として、医師や看護師の不足は喫緊の課題ということでした。

昨日の赤塚議員へのご答弁で、今現在町内には1病院、3医院、全部で9名のお医者さんが勤務に励まれているというご答弁でございました。今現在はこの体制でよろしいかと思いますが、あと5年、あと10年後にどのようになっているかと想像しますと、非常に心配なところが多いわけでございます。私が中学生のときには、吹浦に佐々木医院というお医者さんがありました。この方のご長女は中学校の同級生でした。中学卒業と同時に東京のほうに出られて、医師になったという話を聞いております。しかし、佐々木先生が帰ってきてほしいというお話はされたというふうに聞いておりますが、残念ながら吹浦のほうには戻っていらっしゃってはおられません。それでまた、先ほども申しましたが、5年、10年のことを思いますと、今から何かしらの手を打っておかなければ、非常に町民の皆さんが困る状態に陥るのではないかと危惧しております。私も、以前は車で簡単に酒田のほうまで足を延ばすことができました。しかし、古い、先ほども言いました。老いてきますと、私を中心にして発言させていただいておりますので、了承していただきたいと思うのですけれども、私はやはり近くのお医者さんに行って健康管理、自分でするのが一番ですけれども、それ以外のことについてはお願いをしております。それがいつまで続くかという危惧が非常に大きいわけですから、それで、物事はいろいろ複雑に絡まっております。医療だけというわけではなくて、今、医、職、住という言葉、これの医は医療の医、職は職業の職で、住、住は住まいですけれども、当町でもUターン、Iターン、Jターン等転入を促進をしているわけですけれども、その判断の一つには、やはり医療が充実している、働く場所がある、もちろん住まいがある、この医職住の医という文言のなす意味を考えれば、やはりこのままではいけないのではないのかと思ってございます。

それで、昨日も町長答弁で、明日につなぐ地域医療という山形新聞の特集、これに明記されています。病院が直面する課題、病院等、等という言葉を使わせてください。病院等が直面する課題とっております。人手不足ということです。看護師の流出加速危惧ということでありまして、地域の看護師養成校とでも申し上げますか、ここの卒業されても、地元就職をしないで出ていかれる方が多いというふうに思っております。それで、この一部を読ませていただければ、「不足する看護人材を確保し続けていかなければいけない」、「受け入れる枠があれば、県外流出を止める手だてにもなる」。私が今お世話になっている医院は、お医者さんが1人でございます。私より年上でございます。看護師さんが数名いらっしゃいます。このお医者さんが辞めてしまえば、看護師さんだけで成り立つ職業ではないと思われまして。つまりは、お医者さんを確保しなければ、働きをする看護師さんも当然その職を失うのではなかろうかと。その人材を確保するために必要なのは、小中学生など若い世代への周知活動と地域の協力というところ。地域で育てることで学生が卒業後、地元に残ろうと思うことにもつながるということを看護学校の関係の方がおっしゃっていると記載されております。そこで、私山形県のホームページを今見てみますけれども、山形県のホームページに進路を考える学習会、目指せ医療、介護の仕事ということで、小学生、中学生、高校生向けにいろいろな施策として教育をやっていると。やはりこういうことも必要なのではないかと考えられます。これについて町長いかがお考えか、町長にちょっと振ってあれですけれども、教育で学習会などを開いて医療、介護の仕事のほうに目を向けていただくという施策だと思っておりますが、いかがお考えでございますか。よろしいですか。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 医療、介護の仕事に対する町としてのアシストといいますと、例えば遊佐高生が

ヘルパーの2級の資格を取ろうとした場合に、その講座の一部を町が負担して、その資格を高校生のうちに受講していただくという形の実際の支援は現在町では行わせていただいております。遊佐高を卒業した後に福祉施設に私は勤めるのだと、その資格を持ってという方も若い世代がいたということ、非常にありがたいと思っています。ただ、医師に関しましては、看護師については町として養成、これ町単独で持っているのは遊佐町だけなのです、奨学金貸付けの分は、県内では。県には要望するけれども、ほかの市町村は持っていません。町単独で看護師の育成の貸付け等の育英資金を持っているのは現在遊佐町だけという感じですし、また医師に関しましては、実は遊佐町出身で、そして若い世代で医師になった方はある程度いらっしゃる。だけれども、なかなか遊佐には戻ってきていただけないという現状が、遊佐町ですと若い世代で4人ぐらいは実は県外で、関根さんの息子さんは埼玉自治医科大学かな、そんな形でもうドクターになっていますので、若い方はいらっしゃいますが、なかなか町の後継医療とか開業とかには至っていないということが考えられております。医師確保対策については、山形大学でいわゆる県内の学生を育てるという枠を持ちながらやっていますので、特に医師は最低6年かな、6年ぐらいあるわけで、それから医師国家試験等もあるという中で、町が手出しできるような状態ではないのかなという思いで庄内北部定住自立圏の中で、酒田市と庄内町、三川、遊佐町の中で広域で医療についてはやっぱり頼らざるを得ないというのが認識ありましたので、庄内北部定住自立圏の中でそれら等は遊佐町ばかりでなくて、町村としてはみんな課題がありますので、それら等認識をしていただいているという状況であります。昨日の4番、光保護議員からの透析についての質問もあつたわけですがけれども、やっぱり患者さんの都合ではなくて医院の都合で火曜日から火、木、土という形で、これまでにない、月、水、金でない透析の方が町民としてやっぱり増えているという状況を考えれば、そこには町として交通の手段をやっぱり準備するというのは、それは最低限アシストするという形のことかなと思っていますが、本当に広域でいけばとなると、やっぱりどうしても酒田を中心にした二次医療圏に頼らざるを得ないというのが大きな課題だと思っています。ただ、現代の医学で1つの機器を整えるにしても、多分億単位の金額を越すものがかかなりあると思われまますので、例えば民間の遊佐町にある町の医院等でも、病院等でも、やっぱり設備がかかなりかさむという形であればしっかり相談をいただいて、やっぱり機材的なものの支援という形、町として果たして国県を通してのいろんな事業あるものなのか等についてもしっかり承りながら応援していかないと、ただただ経営だけでなく、新たな機材が、最新の機材が入ってこないという状況になるのが非常に心配です。それら等については検討してまいりたいと思っています。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。先ほど一番最初にお尋ねしました看護師等の奨学金、当町の場合には山形県で唯一だというご説明でした。しかし、看護師等の皆さんにしか使えないということでもあります。ほかの町村を見ても、育英資金ということで高校生には2万円、その他には5万円という金額を提示して、さらには平成26年度以降医師法に規定された医師免許を有する者、保健師助産師看護師法に規定された看護師免許を有する者等々の方に該当された場合には、奨学金返還免除という方法を取っている町もあるようでございます。遊佐町の対策は1つしかないわけですがけれども、こういう奨学金、何にでも使える。しかし、ある一定の条件を満たした場合には返さなくてもいいという規定があるところも、先ほど申しましたけれども、ある。これのほうがやはり使いやすいのかなということも個人的

に思ったりもしております。奨学金は、非常にありがたいものだとは思いますが、やはり広く門戸を開くという意味で言えば、やはり一考という余地もあろうかなと思われまいますが、いかがでございますか。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 議員おっしゃるとおり、確かに遊佐町の場合は看護師と准看護師だけを対象ということで始めさせていただいております。というのは、やっぱりその当時少なかったのが看護師、准看護師を早急に医療機関のほうで、まずやっぱり少ないので、何とか就職してもらいたいというのがあったかと思えます。現在のところでもまだ少ない状態にはありますので、引き続きこの制度については続けていくというのは当然のことではありますけれども、そのほかまず必要な医療機関からの要請とかあれば、広げていくということについても、必ず看護師のほうにこだわるといえるものではありませんので、その分については周りの意見、要望等をお聞きしながら考えていきたいと思えます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 先ほど小学校高学年対象の学習会、高校生対象の学習会等々申し述べさせていただきましたけれども、教育課のほうでこのような取組についていかがお考えか、一言お願いしたいと思います。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをさせていただきます。

学校の教育活動面から申し上げさせていただきますと、1つ遊佐小学校での取組を紹介させていただきます。これもキャリア教育の一環で、PTA主催のファミリートークというものを実施しております。もう7年目になるかと思えますけれども、数年前に遊佐小学校がPTAの文部科学大臣表彰を受賞した際も、この学校の特徴的な取組であるというふうに高く評価を受けたということも記憶がよみがえっております。これは、保護者であるお父さん、お母さんが講師となって、その保護者が携わるいろいろな職業を紹介して、理解させて、仕事の楽しさ、面白さを感じてもらい、そんな取組にもなっているところでございます。この中で医療に携わる保護者のお話もあるかと思えますけれども、生きること、命の大切さを学ぶ中で職業観を育てる教育が、その意識が芽生えてくることもあるのではないかというふうに思われます。将来に希望を持って、先ほどございましたけれども、10年後を見据えたなりたい職業を思い描いて、子供たちの夢にこんな資格が必要なのだなといったような、そんな職業観を育てる教育につながっていければいいなというふうに思っておるところでございます。また、先ほど県の取組も紹介ありましたが、出前講座等も含めて、教育委員会としましても小中学生への働きかけや橋渡しができることであればやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 前向きなご答弁ありがとうございます。山形県のホームページ見てみますと、非常に多くの小学校、中学校で随分前から、これに載っているのは平成30年度からということでございますが、数多くやっております。やはりこれらを見れば教育の重要性というものがだんだん、だんだん増すということには間違いのないと思われまいますので、よろしくご検討をいただきたいと思えます。

さらには、議会と町民との懇談会という場におきましても、ある地域ではやはり酒田に通院するのに交通の便が非常に悪いのだと、そういう町の皆さんのお話がございます。先ほど透析の関係で車両を運行するというようなことの意向というお考えでした。今後人工透析以外でもこのような状態が多分出てくるのではないかというふうに私思っておりますが、これらを発生しました、さあどうしようというのではなくて、あらかじめこういうことが起きたらどうする、こういうことが起きたらどうするというような前もっての構想的なものはお持ちでございますか、お尋ねします。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 透析関係につきましては、確かに今回新たに患者さんが出てきたということで、冬の間ということではまず送迎のほうを行うということで今進めていますけれども、来年度につきましてもどうするかということで、そのことについては今後検討していく予定で、当初予算につきましてもそれに向けて今向かっているところであります。そのほか酒田への医療機関への……すみません、酒田市への医療機関への通院ということになりますけれども、今のところはちょっと遊佐と酒田間のいわゆる交通機関ということではなかなか話は進んでいないという状況にあります。そのため、今タクシー券ということでお配りして、それを活用していただいているということもありますし、必要であれば有償の送迎ということもありますし、障がいのある方については安く酒田のほうまで行けるというのがありますし、あとは乗合タクシーということもありますので、タクシー券を利用しながら、そういったものも利用していただければと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。手だてはいろいろあるのだと思います。しかし、やはり当町にお医者さんがいて、看護師さんがいて、町民の皆さんが徒歩なり自転車なりで通院できるという環境があれば一番いいにこれはこしたことがないと思います。ですから、なるべくそういう町民、町の皆さんの希望に添えるような医療体制を今後つくれるように対策を講じていただきたい。あとは、この医療体制も刻々と変わっておるようなことでございます。昨今のコロナ禍で電話による初診診断が、コロナが収まった後も電話で診断受けられるというような話をニュースで小耳に挟みました。こういういろいろな対応ができるということもあろうかと存じます。そういうものを、若い方はこういう情報にすぐ早く対応できる。対応しなくても自分の足で通院もできますけれども、先ほど申しました、年を取ってくるとなかなかそういう情報も得にくくなりますし、出づらくもなるのが今の私なのですけれども、町の広報等々を使いましてそういう新しい情報を町の皆さんに提供して、医療の充実を図っていただきたいという希望を申し述べさせていただきます。

次に、ヤングケアラーにつきまして、先ほど私間違えまして5番議員と申しましたが、6番議員の質問とほぼかぶっておりました。それで、回答のほうは町のほうでは今現在は把握はされていないというご答弁でございましたが、当町には母子家庭が122世帯、父子家庭が26世帯というふうに把握されているようでございます。ヤングケアラーという定義をどのようにするかというのは非常に難しいことだと思いますけれども、その母子家庭、父子家庭で家事を担当しないと到底私は思えないわけです。ですから、このヤングケアラーという言葉は、文言は、イギリスが発祥のようでございます。それで、イギリスのやつを見

てみますと、18歳以下がヤングケアラーで、18歳から24歳くらいまではヤングアダルトケアラーという文言を使うようでございます。それ以外の方々はケアラーということで、やはり一般の健康なご家庭よりは負担が多いと。その負担をいかに軽減をするかというのが行政で今後問題となってくるとは思いますけれども、ヤングケアラーということを見てもみますと、家庭訪問で判明したなどの理由はさほど多くないのだそうです。ヤングケアラーということ把握したのは、学校の教員が生徒の介護負担に気づいた原因で圧倒的に多かったのは本人からの話だということでございます。しかし、本人はなかなか私介護していてちょっと大変なのだよということはいづらひのだと私は思っております。ですから、いろいろな機会があると思います。そのいろいろな機会を利用して、どうだという声かけ、向こうのほうから言ってもらえれば一番いいのかもしれませんが、やはり大人が大人に話しやすい雰囲気をつくって子供に対応する、これが必要ではないかと思っております。

当町は、本当に高齢化社会ですので、高齢者と同居している家族、非常に多い地域だと認識をしております。当町に限ったことではないと思っておりますけれども、老人と同居されている中の子供さんは、少なからずこういうヤングケアラーという概念に当てはまる子供もいるやもしれないというふうに思っております。このような顕在化しないものことについてもやはり問題意識を持って、こちらからどうだという声かけ、これが必要ではないかと思っております。教育長、声かけ、いかがお考えですか。急に振って申し訳ありませんけれども、お願いします。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） ヤングケアラーの実態、本町の実態は昨日、今日とお伝えしてあるとおりで。もちろん100%実態を把握しているかといえば、それは見えないところも当然ある可能性があるわけですが、本町は民生児童委員ですか、校長との連携、そういうのも定期的に会合等もあるようですし、特に準要保護の認定については最終的には保護者本人の申請になるわけですが、そういったことでも経済的にバックアップを要する、そういう家庭へのルートは十分開けていると見ております。ちょっと正確な数字は知りませんが、小中学生合わせて50ないし60の児童生徒が準要保護で認定されてバックアップしているという状況もございますので、そういう状況でもそういったヤングケアラーに近いような状況は民生児童委員の目も、各地区において御覧いただいているのかと思っておりますし、もちろん学校で担任が子供の様子を見て、あるいは間もなく3学期制でやっている学校では通知表配付なんかもやっていきますので、保護者面談等があるわけですので、そういうところで直接親御さんからお話しになる場合もあるでしょうし、あるいはやり取りの端々で、あれ、そういう状況が見られるかなというようなことも担任はめざとく把握していただくようにしていただいていると思っておりますので、今回いみじくも議会でお二人の方からヤングケアラーへの対応ということで提案がございましたので、また思いを新たにして、いろんな情報、ツールを通じまして、そういった子供がいないのか、いた場合は当然これは最終的には福祉のほうの仕事が多くなってくるのだと思っておりますけれども、そういったところでも情報を共有しながら対応していきたいと思っております。以上でよろしいでしょうか。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。それこそネット上の文言を読み上げさせてもらうというのちょっとしたはばかりれるのですけれども、読み上げさせてください。ヤングケアラー問題を解決して

いくためには法整備による経済的な支援は不可欠ですが、まずは大人と子供たちの間で風通しのよい信頼関係を築いていくことが重要になってくるはずだと思います。私も全くそのとおりではないのかなど。だから、なかなか本人から、家族から言えないことだと思います。それをやはり風通しよくして、いち早く把握をするという努力を我々大人がやっていくべきかなと思っております。

それこそ重複して非常に同じような発言をして申し訳ないとは思っておりますが、私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（土門治明君） これにて3番、佐藤俊太郎議員の一般質問を終わります。

午後3時まで休憩いたします。

（午後2時44分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後3時）

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） それでは、大分お疲れムードの時間となってまいりましたけれども、私のほうからも一般質問させていただきます。

これから2人、洋上風力について続きますけれども、よろしくお願いをしたいというふうに思います。ただ、まだ私も洋上風力に関しては勉強不足の部分がありまして、ここに傍聴に来られた皆さんの質問というか、疑問に答えられるかどうか甚だ自分でも疑問でございますが、いろいろ聞いた上でいろんな意見を寄せていただければ大変ありがたいというふうに思います。今、昨日いわゆる洋上風力に関する特別委員会が発足したばかりでありますので、町民の意見を吸い取るための特別委員会でもあるというふうに私も思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

では、早速通告に従いまして質問させていただきます。先月、11月に開催されたCOP26、国連気象変動枠組条約締結国会議も記憶に新しいところでございますけれども、今年9月に再エネ海域利用法を踏まえた新たな有望な区域として名前が挙がった遊佐町沖区域の洋上風力発電計画は、にわかに現実の問題として姿を現してきました。世界的な脱炭素社会の振興に向けて、取組の中で日本はどうすべきか。原子力発電所は怖いし、太陽光発電も将来は危なっかしい。なら、3.11前に建設した風力発電は何となく救世主には見えたものの、今回、11月9日より県による風力発電の第4回説明会によれば、そんな計画だったとは思わなかったというのが正直な感想であり、11月21日に開催された町民と議会の懇談会で、町民だけでなく参加者皆さん、洋上風力発電計画に対し多大な危機感を持って発言なされているというふうに感じました。1つは、町民に対して情報がうまく伝わっておらず、計画の内容がどのようなものかの不安が大きかったと思います。羽黒山で注目されたフォトモンタージュが示されたものの、現実とかけ離れた画像に不信感を訴える方も多くおられたようです。21日の町民と議会の懇談会の意見の中でも、議会で洋上風力に関する特別委員会をつくるのであればそれ相応の準備をと指摘をされておりましたけれども、この事業には今のところ私が思うに正解はまだ見いだせていないようにも思っております。電力各社では、電力需

要の逼迫時には計画停電も視野にあるようですし、原発のように自分の住む地域になればよいというような議論にはならないというふうに考えております。

そこで、先月の説明会の中で多く寄せられた町民への事業内容の周知がなされていないという状況を町ではどうお考えであるのか。また、フォトモンタージュは示されたものの、イメージが全く異なるものであることはどう思われるのか。そもそも事業者はどれくらいの規模であれば発電事業として成り立つと考えているのか。仮に計画の規模と建設地、新技術により浮体式が実現し、環境に負荷をかけないことで理解が得られたとして、この計画により再生エネルギーを自給する町を目指していただけるのか。6か所の説明会を終えて担当課としてどう捉えているかお聞きしたいと思います。

また、固定資産税をはじめとして、町には何をもちたしていただけるのかの意見もお聞きしたいというふうに思います。

以上、壇上からの質問といたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、12月定例会、10番目の質問者であります阿部満吉議員に答弁をさせていただきます。

洋上風力は町に何をもちたすのかという最後問いかけでありました。国と山形県が進める洋上風力発電導入推進の取組の背景には、再生可能エネルギーの主力電源化による地球温暖化対策とエネルギー自給率の向上並びに県内産業の振興及び地域活性化を図る県のエネルギー戦略があり、豊かに賦存する自然エネルギーを活用した再生可能エネルギーの開発を促進、地域導入を進め、エネルギーの安定確保を目指すというエネルギー政策に基づくものであります。この考え方は、イギリスで開催されたC O P 26による脱炭素、カーボンニュートラルによる新しい時代を開くものと合致をしております。こうした状況の下、庄内沖は恵まれた風況にあるなど大きな可能性があることを前提に、県管理の一般海域における洋上風力発電の在り方に係る地域の合意形成に向け、課題の抽出や対応策等の議論を遊佐沿岸域検討部会で検討してきたところであります。

さて、11月1日付広報ゆぎでご案内したとおり、11月9日の生涯学習センターと吹浦防災センターを皮切りに、16日は稲川と西遊佐のまちづくりセンター、18日は蕨岡と高瀬まちづくりセンターで、今年度も町からの要請により山形県担当課による洋上風力発電事業の説明会を開催していただいております。説明会は、平成30年度より毎年町の要請に対して開催が行われ、今年度で4回目となりますが、今年度の説明会では慎重な意見や疑問、課題を多くいただいております。洋上風力発電計画については、今後もあらゆる機会を利用し、町民の疑問、不安が解消されるよう説明会の開催等、山形県や事業者には求めていきたいと考えております。

何をもちたすかという質問でありましたが、C O ₂を排出しないで毎日の生活に不可欠な電力をつくり出す、いわゆるカーボンゼロを実現することにより持続可能な地域づくりの大きな役割を担い、かつて我が町で平成12年2月に町では遊佐町地域新エネルギービジョンを制定しております。その狙いとしては、環境共生の町遊佐を目指すということでございまして、限りある石油資源に依存しないでの新たなエネルギーの導入についてどうあればよいか、それらの種類についてかなりの町民アンケートを行いながら、東北大学院の斎藤先生から委員長になっていただいて、遊佐町新エネルギービジョンが平成12年2月、ち

ようど私が議会議員の2期目の最初の1年、2年生ぐらいのときですか、2期目の2年目ぐらいにそれらが議会としてもそれについてはよろしゅうということで同意したわけでございますので、それらの経過等を踏まえれば、まさに環境共生の町遊佐に合致するものと考えております。そして、地球を未来につなぐ脱炭素にもつながるものと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 第2問に入りますけれども、この後、5番議員はこの洋上風力に関しましてこれからのことを論議になるというふうなことに話を聞いておりましたので、私からはこれまでのことというよりも現時点、町民にどのくらい知らされているかという部分をお聞きしたいというふうに思います。

第4回のいわゆる県の説明会の中でも、町は今までここに来れば話が聞けますよという案内はあったけれども、このような計画が進んでいますよというようなアナウンスはなかったというふうに感じておるようでございます。考えてみるに、今十里塚から服部興野まで地上の風力発電が行われておりますけれども、あの風車は町長がなられた直後に建設されたものだったというふうに私も記憶しておまして、それは3.11の前でした。そのときは、いわゆるバードストライクであるとか、低周波の人間への影響であるとかいろいろな疑問点があるので、議会の中でもいろいろ論議された中で建てられたものと私は今でも思っております。あの頃は私は反対の立場でいろいろ質問した覚えがございますが、3.11であのような電力不足の中であの風車が東北の復興に寄与したという意味では、先見の明があったなと、町長やったなというふうに私もそのときは思った次第でございます。今回、洋上風力に関しましても、世界的に見れば日本は脱炭素にかじは切ったとはいえ有効的な対策をまだ打ち出してはいない状況の中で、風力というのは一つの選択肢として今国で、県で進めているわけですけれども、そのような部分を遊佐町に持ってくる場合、やっぱり町民のいわゆる一つの理解というものが必要になるわけですので、その辺の内容というか、町民からの感触というものを地域生活課としてどのように感じているかということをもっと最初にお聞きしておきたいというふうに思います。

有望区域に遊佐町沖というふうに、有望区域に指定されたされたことで、国、県は遊佐沖をどのような評価をしているのか。いわゆる住民の理解も含めた上での町、国の評価というのをまずはお聞きしたいというふうに思います。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

町民の周知がまだなされていない、どのようにお考えでしょうかというようなご質問だったと思います。事業計画の説明会につきまして、先ほど町長答弁ありましたとおり、これまで町からの要請によりまして平成30年度から毎年開催いたしまして、今年度で4年目、4回目となったところでございます。説明会では、町民の多くの皆さんから理解がまだ薄いと、そしてまだ理解が得られていないのではないかとというようなご意見を多くいただいたところでございます。これまでの町の周知でございますけれども、令和元年度には各まちづくりセンターの秋祭りにおきましてパネル展示、町独自でさせていただいたところでございます。また、令和2年度からは、地区の区長会の説明会でも研修会したいということでしたので、町のほうから県のほうに講師派遣を要請いたしまして、県のほうから区長会、研修会のほうで研修会をさせて

いただいております。また、環境アセス配慮書、進んでおりますけれども、配慮書の段階では法的に事業者の説明会は必要ないのですけれども、これは町からの要請によりまして全企業のほうに説明会してくださいということで、生涯学習センターのホールのほうで説明会をさせていただいております。あわせて、時々と申しますか、節目節目ですけれども、若干少ないということでご指摘いただいたと思いますけれども、広報のほうでお知らせをさせていただいたところがございます。

なお、説明会では周知が不足しているというようなご意見多くいただいておりますので、説明会后すぐに役場の来庁者の目に入るところ、議場の前のところにありますけれども、計画を示したものが欲しいというご意見多かったので、その部分ピックアップしまして、配列とか区域とか、その分だけですけれども、議場の前の掲示板のところへ貼らせていただいております。また、周知を図るためということで、先般の説明会資料、皆さんにお配りしましたけれども、説明資料につきまして、周知を図るためということで1月1日号の広報に併せまして全世帯のほうへ皆様へ配布させていただきたいというふうに考えてございます。

あと、県、国のほうですけれども、まず風況がいいということです。説明会でも説明あったとおり、7メートル以上の風速が適しているというような場所なのだそうでございます。あと、遠浅で施工もしやすいと、着床方式ということで県のご説明ありますけれども、海が遠浅で、事業入るときも工事がしやすいというようなことで遊佐沖、選定されたような経過がございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 秋田県八峰町なり新潟県村上沖等々でも計画がなされて、ある程度話は進んでいるのでしょうか、ところによっては反対の決議がなされて、計画の変更が余儀なくされている部分もあるようですけれども、その辺の情報についてはいかがでしょうか。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

様々ネットのほうでも情報をつかんでおりますけれども、反対の意見も様々あって、署名活動も行っているという情報はつかんでございますけれども、その他詳細につきましては確認はしてございません。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） いわゆる遊佐部会のメンバーの議事録等々まず読んでみろというふうに言われて読んでみたのですけれども、ほとんど肯定的に、賛成向きの意見というふうにまとまっているような気がしておりますが、実際私の子供たちのような子育て世代に話すと「そんな風車ができたら海水浴できないじゃん」というふうなお答えがすぐに返ってきました。西浜では、それこそジェットスキーというのですか、ジェットスキーという名前がいいのですか、あれが許可されて、いわゆるマリンスポーツが盛んに行われているところであります。先ほどの町長の答えの中で、いわゆる業者はどのぐらいの計画量があれば事業として成り立つのかという部分がちょっと抜けておったように思いますので、その辺のもしデータがあれば課長、よろしく願いいたします。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

発電事業としてどのくらいの規模成り立つのかというようなご質問だったかと思います。こちらにつきまして、平成30年度の地区説明会のところでご質問出ています。平成30年時点でございますけれども。そのとき県のほうでは、事業の採算ラインは20万キロワット程度というようなことでご回答をしています。ただ、事業化を検討していく中で決まっていきますということで県のほうでご回答しているようでございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 20万キロワットというと風車何基分、いわゆる60基というような数になるわけですか。その辺のイメージを湧かせるような答弁をお願いいたします。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

20万キロと申しますと200メガですか、20万キロ。200メガですので、今かなり規模大きくなっていますので、この間の説明会規模から申しますと約20基程度かなというふうに思っております。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 20基程度であれば、いわゆる60基というようなのとちょっと符号しないわけなのですが、今の計画、今そこに貼られてありますけれども、小さいものであれば60基必要であるし、いわゆる海洋の負荷を考えればどうしても大きい風車で大きな電力を生み出すというのが今の考え方のようですので、いわゆる小さい風車何基、東京タワー級の300メートルなりの風車だと何基というふうにお考えですか。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

先日の説明会資料のパターン1、パターン2ということで、それぞれ最大規模というか、基数が最大ということで示された資料でございますけれども、最大出力の場合は1基当たり1万4,000キロワット、14メガでございますので、200割る14とすればまず20基程度と、20基前後というような形になろうかと思っております。

それから、パターン2、基数が一番多い計画、こちらにつきましては基数が53基でございます。こちらにつきましては、8,000キロワットですので、8メガでございますので、200割る8ですので、幾らになりましょうか。

（「25」の声あり）

地域生活課長（畠中良一君） 25基ですか。25基くらい程度というような計画であろうかと思っております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 何か数字が変だなと思っているのですけれども。40基だそうです。いわゆる今の陸上にあるような約100メートル以下のやつだと40で、東京タワー級の300メートル近いやつだと20基が必要になるというような計算になるようではございますけれども、それってなかなか大変なことだと思うのですけれども、いわゆる今稼働しているあの陸上の風車によるトラブルというふうな調査はなされているのでしょうか。それを一度ここでお聞きしておきたいというふうに思います。

議 長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

7号線沿い、そして日向川で12基陸上風力がございますけれども、特段町のほうで故障が起きたというような情報は届いてございません。あわせて、以前11番の斎藤議員からもご紹介ありましたけれども、ご質問いただきましたけれども、低周波関係の健康被害につきましてもそういう情報は届いてないということでございます。

以上でございます。

議 長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 届いていないというのと調査したのかというのと大分違うと思うのですが、その辺をお答えいただければありがたいです。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 実は低周波による被害が出ているのではないかという話がどこかの会場であったやに伺いました。私のもとに届きました。それを聞いた地元の皆さんが、本当にその集落の特定の何の誰それさんにそういう被害があったのかどうかを確認していただきました。そういうことはないということを確認して調べて、あの人は何ともなかったのだということを確認しております。

議 長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 私も近隣の方にお聞きしたところ、特に健康を害するようなことはなかったように思うというふうな答えが返ってきております。ただ、それは今だけのことなのかもしれませんし、将来にわたってどのような影響があるかというのはまだ分かっていないことだというふうに思っております。その辺は継続して調査なり、データを集める必要があるのかなというふうに思っております。その辺の責任はあるかと思っておりますので、よろしく願います。それは県になるのか、国になるのか分かりませんが。

日々科学技術は発達しておりまして、先ほどジオパークのお話の中で景観はどうなのかということがありました。ヨーロッパであればそれこそ、ここにおられる方もよく知られているのですが、遠浅でございますので、町長も恐らく見てこられたと思うのですが、20キロ先、30キロ沖合に風車を建てるわけですが、今回の計画はまず海岸線から1キロですよね。もう少し沖でも、沖というか、もう5キロ先、10キロぐらいで建てるのであれば、調査があれば10キロぐらいにやぐら建てましたよね、たしか。写真に写らないぐらいでしたので、10キロぐらいだと思っておりますけれども、あそこで調査したのですが、その辺は折り合いがつかないものなのではないでしょうか、事業的には。その辺の情報はありますか。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 私は何で1キロと位置づけるのか、ちょっとそれが腑に落ちないのです。実は山形県では一般海域、県の管理海域で、この間漁協の理事と話したら5キロまで許されるのだという話をしていました。5キロ、4キロ、3キロと並べてくればそこで収まるのではないかと。何で1キロというのが、確かに1キロは、山形県の自然公園法の中で1キロ以内は建てられない。ですから、何で1キロの話から始まるのか分からない。漁協の理事に聞いてみたら、1キロから5キロまでの中で適地に配置してもらうのだ、それが一番いいのだよねという話を彼は言っていました。だから、何で1キロから話がスタートするのか分からないということ。また、私はこれまで山形県には吹浦、旧吹浦村の海難救助エリアと

西遊佐村の海難救助エリア、吹浦地区には入らないでくださいということを再三申し上げております。なぜならば、吹浦沖は観光、やっぱり海水浴場もあるという形でいくと、どうも境がふらっとの前のあの道路が、ちょっと海水浴場に行くところが吹浦と西浜の地区の境だと、海難救助でいけばあそこが境目だという話を聞いておりますので、吹浦側には入らないでくださいよということ、再三これ申し上げておりますので、それらが設計図がまだできない中でどこにどう建つという話を今この場でやられても、実際は確定してないわけですよ。そういう確定しない話の中での議論というのはなかなか難しいなと思っています。町としては、そういうリスクがないようお願いをやっぱり要望していくというのが筋なのだろうと思っています。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 計画が確定しないうちはそういうお話はできないということでしたけれども、今回説明会に出た14ページ、想定配置イメージの中では1キロという数字がちゃんと載っております。恐らく計画が決まるということは法定協議会に入るわけですので、もう後戻りができないというのが我々の一番恐れるところでありますので、その辺は後で5番議員のほうからもいろいろお話があろうかと思えます。

一番最初に、科学技術は発達しているということで、隣の10番議員、高橋冠治議員のほうで調べていただきました。いわゆる大林組で今秋田沖で試験している、今風車の設置試験をされているデータがネットで調べることができます。いわゆる海洋施工に強い大林組ということで、洋上風力の工法で、いわゆる基礎を30メートル、40メートルを打たずとも、10メートルから15メートル程度の打ち込みのモノパイルで着床式と同じように耐え得る工法が開発されております。この工法は、いわゆる関西空港が建設されたときにできた工法で、スカートサクション工法ということだそうです。いわゆる水圧を利用して着床の代わりにできるということで。これは、皆さんお帰りになってから海洋施工に強い大林組、洋上風力で布石というようなことで検索していただくと、海上施工に強い大林組、洋上風力で恐らく検索できると思いますので、ぜひこの広報も見てくださいと思います。いわゆる33メートルの風にも耐え得たということで、これは自然に負荷をかけない建設方法として有効であろうというふうに思います。今後、建設に当たっては何年かかるわけですので、まだまだ新しい技術、建築工法が出てくるかと思えます。それを踏まえた上で、町民の皆さんとのいわゆる合意形成を担っていくのが町の役割というふうに考えておりますので、この辺の新しい技術についても何か情報がございましたら、課長よろしく願いいたします。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

工法については、日進月歩で日々新しい工法が生まれてくるかと思えます。計画では、これから着工まで、計画ですけれども、資料の中でこれから8年先、10年先ということで県のほうでご説明あります。まだまだ新しい工法生まれてこようかと思えます。その辺も注視といいますか、ネット等で様々な情報あるかと思えますので、確認をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） ちょっと言い忘れましたけれども、これ30年で、いわゆる占有期間が30年ということで区切られておりますが、30年後撤去するにしてもこの方法は完全に撤去できますので、自然に負荷

をかけずにできるということがうたわれております。その辺も踏まえた上での選択肢の一つに挙げていただきたいというふうに思います。

いわゆる町に何をもたすかという最初の題に戻るわけですが、実際3.11のとき風車、東北地方では大活躍したというふうに思います。ただ、あの電気は遊佐町の中では使えませんでした。復興に寄与するというで。それはそれで我々も納得したのだというふうに思いますけれども、これからこれだけもし町民の皆さんが納得した上での建設となれば、それだけの風車を建てるということは住民にも負荷をかけるというふうになると思います。太陽光も大分遊佐町にはメガソーラー的に、西遊佐地区、それから蚕桑地区に建設されたわけですが、遊佐の電気は遊佐でも使えるような、そのような方式というふうにはならないものなのか、その辺は政治的なものだと思いますので、町長ぜひ伺いしておきたいと思っています。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） これ私は県議員ともよくお願いをして話をするのですが、大手の資本が中央から来て、そしてまさに利益を全部東京に持っていき、こうなったら地域は本当に大変だよということもいつも県議員に話をしています。私の同級生がたまたま東田川から県議会議員になっていますけれども、彼との中ではやっぱり山形県内の事業所とか企業がそういう事業にも一緒に参画できるような条件等、県からつくってもらえないでしょうかねという話をよくしているのです。電気はつくりました、けれども全部東京、吸い上げられました、それではやっぱり地域の働き場、そして若い人がこの地でやっぱり長く住める地域にするには、これは私自身が今ちょっと勉強中なのですが、電気は電力としてもいいのですけれども、五島列島では余った電力は水素にして蓄えておくと、そしてその水素を活用して発電までつなげていくというようなシステムがどうもつくられているというふうに伺います。水素のプラントが酒田北港周辺にあって、そして研究する施設もあって、働き場が地域にあれば、やっぱり若い人たちが、最先端の技術等がしっかりこの地域から還元できる、そんな地域に住んでもらえる、そしてここで生活できるような、そんな手だてがなければ、ただ一方的に中央から来た資本、そして金融機関も全部中央からの機関だけ来て、あとは課題だけ残されたのではたまったものではないよねということを実日も、同級生なものですから、県議会としてやっぱり何とか県に要望してもらえないでしょうかねということも彼と話しました。地域が国家のプロジェクトをのみ込んでやっぱり地域にお金が回る、若い人が生活できる、そんな地域づくりをするためには何が、水素というのが一つの手だてになるのかも含めてまだまだ勉強しなければならぬと思っています。町全体でできることではなく、これは酒田とやっぱり一緒に考えていかなければならぬ課題だと思っています。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 一応この前の説明会の中でも、雇用が2,800人とかというような数字も出ておりました。しかし、いわゆる今回建設の予定の風車というのは国産ではまだ造られていないかというふうに思います。恐らくヨーロッパからの輸入かと思いますが、ヨーロッパの雇用が2,800人あってもしようがないというふうに思いますので、地元にはやはり恩恵のあるような計画でなければ町民は納得しないというふうに思います。これから町長の政治的な力になるかと思いますが、電気は長距離輸送すればロスが生まれます。地元でそういうふうには水素としてためるのであればそれまた別の使い方ができるかと思いま

すので、そういう意味では町のエネルギー自給でいわゆる仕事も起こすというような考え方でいかないと町民は納得しないかというふうに思います。まず、今の段階で遊佐の状況はそんなところだと思いますけれども、最初に申し上げたように、この風車に関しては、先ほども間違った情報が流れているというふうな町長のお話もあったように、町民はどんなことが計画されているのかというのは知らないわけですので、そういう意味からも今回一般質問をしながらいろいろな情報を議会でも流していきたいと思いますが、議会は年4回しか議会日より出せませんので、町のほうからいろいろ折に触れて情報を流していただければありがたいです。

その辺の願いもしながら、次5番議員にお任せしたいというふうに思いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（土門治明君） これにて9番、阿部満吉議員の一般質問を終わります。

5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 本日、本日というか、12月議会定例会一般質問最後であります。先ほどの阿部満吉議員と多少かぶる部分あるかと思いますが、その点をご容赦いただきたいということと、あえて重ねてお話しするかもしれません。それは重要だと考えるからでありますので、その点もぜひお酌み取りいただきたいと思います。

まず、これまでの経緯を確認しながら、論を起こしたいと思います。平成30年に山形県地域協調型洋上風力発電研究検討会議が設立され、同じ年にその組織の一部として遊佐沿岸域検討部会、いわゆる遊佐部会が設けられました。引き続き、晩秋から初冬にかけ町内で住民説明会が開催されましたが、町民にとっては唐突であったと思われ、参加者は少なく、町全体としての関心はその時点ではそれほど高くなかったと考えられます。その後、令和2年になると、出羽三山での陸上風力発電計画が取り下げられる事態が発生します。私は、出羽三山での事態を踏まえ、同じ年の9月議会で遊佐町沖での洋上風力発電事業への町民の関心を高めよという趣旨で一般質問を行いました。町民が知らないうちに計画が進めば、合意形成もされずにいきなり巨大な風車が建つような事態を危惧したからであります。令和2年も秋に住民説明会が開かれ、この頃からは町民の関心も高まり、各会場で様々な観点からの不安や疑問が参加者から示されるようになりました。それ以降、先月に開催された今年の住民説明会でも多くの課題が指摘されています。ところが、これらの複数年にわたって示されてきた町民からの声が事業計画や県の姿勢に反映されているとはほとんど思えない状況です。そうした中、今年の9月13日には国によって遊佐町沖が有望な区域に位置づけられ、これまでとは異なる新たな段階に入りました。これからいわゆる法定協議会が設置されることが想定されますが、法定協議会の設置とは事業計画上極めて大きな節目になることを意味します。なぜならば、法定協議会の決定事項は事実上強い拘束力を持つと思われるからであります。一方、先ほど述べたように、町民からの疑問や不安に県はほとんど対応していない状況です。このような状況で町民が蚊帳の外で法定協議会が形式的に開催されれば、町民にとって議論を引き返せる時点をいつの間にか通り過ぎてしまうことが危惧されます。

こうした中、町、より正確には町長の役割は今までになく重みを増しています。町民の気持ちをどれだけ酌み取ることができるのか、町民は固唾をのんで注目しています。環境アセスメントの意見照会の回答は当然のこととして、それ以外のあらゆる場面で町民の声を県や事業希望者に伝えるべきだと思いますが、

果たして町長はどのように対応するお考えですか。誤解なきように申し添えますが、私を含め多くの町民は温室効果ガスを削減する必要性や、それに伴う発電手段の見直しの必要性といったことはもはや人類普遍の課題として共通認識があることだと思います。一方で、これも当然のこととして、一定の合意を形成し、新たな環境負荷を最小限にしながら進めるべきであるということもまた共通認識であると考えます。その辺りを誤ると本末転倒になるということです。出羽三山での風力発電の出来事はその具体例になると思います。

現時点では、風車建設の是非を判断できるだけの具体的な情報並びに信頼できる制度設計が十分ではありません。その辺りを町長はどのように認識しているのかも町民が注目しているところです。今こそ政治家としてのリーダーシップに期待し、壇上からの発言を終わります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 12月定例会最後の質問者であります5番、齋藤議員に答弁をさせていただきます。

洋上風力発電計画についての町の役割を果たせという叱咤だと受け止めましたが、実は国の役割、県の役割、町の役割はそれぞれ定められているものでありまして、町ではこれまでも丁寧な説明等を県に対して求めてきた事実、4年間で4回県がやってくれた、それからフォトモンタージュについては、当時の担当の高梨課長が県議会開催中にもかかわらず我が町の議会にはしっかりとおいでいただいて説明していただいたということについては、やっぱり私は御礼を申し述べなければならない立場にあると理解をしております。そして、山形県が導入を進めている洋上風力発電事業については、9月13日に国土交通省、経済産業省、両省より海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に関する法律に位置づけられ、昨年、一定の準備が進んでいる区域から有望な区域に選定されたことを受け、広報ゆぎの11月15日付お知らせ号の表紙で現状とスケジュールについてお知らせをしたところであります。

さて、私は9月の町の定例会でも過疎地域持続的発展計画を上程したわけですがけれども、この中の59ページ、60ページにおいて再生可能エネルギー利用の促進に関する洋上風力に関する現状と課題について議会に説明を申し上げ、この過疎地域の持続的発展計画については議員全員の議決をいただいたというように理解をしております。どなたからも異議がなかったということをお知らせを借って申し上げさせていただきます。これらのお知らせ号の中で、「今後は、経済産業大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、山形県知事、遊佐町長、漁業・学識経験者等で構成される法定協議会を経て促進区域の指定を目指すもの」とされております。法定協議会は、促進区域に向けた議論を行うという区域指定の結論ありきで進めるものではなく、洋上風力発電についての理解を深めいただきながら、漁業影響を含むその他の環境影響等への懸念のほか、漁業共生策について議論し、その上で当該区域を促進区域にすることを受け入れるかどうかを地元利害関係者の方々と協議する場所となっております。これまでも私は県に対して、先ほども申し上げました設置の基準、いわゆるガイドラインと協定書のたたき台を何とかつくっていただけないかという申し入れは既に行わせていただいております。

なお、法定協議会が開催されるならば、町として5つの方針を用意して要求をしまいたいと考えております。この5つの要求については、後日、環境審議会議にもこれでいかがでしょうかということをしつかり確認して私自身は臨みたいと思っております。

1つ目としては、風車の騒音、影の影響などから様々な課題をクリアするための風車の設置基準、ガイ

ドラインの作成と公開を山形県に求めていると思っています。

また、2つ目としては、風車設置に伴う地域へのリスクを最小化するための協定の締結を公募選定事業者の条件とすることを法定協議会に求めていると思っています。新たな再生可能エネルギーの導入については、リスクはゼロではないという認識の下、リスクを最小化するというのがやっぱり町を預かる私の発言する責務だと思っていますので、このリスク最小化するための協定の締結をしっかり結びたいと思っています。当然県にも立会人になっていただきたいと思っています。

3つ目として、実は臂曲の岩石採取について、担当の当時の伊原弁護士があらかじめ防ぐという考えを非常に重要視していただきました。予防管理の徹底を公募選定業者に求めたいと思っております。あらかじめ防ぐためにはどうすればいいかのしっかり議論をしていければと思っております。

4つ目は、先ほど申し述べた議会より議決をいただいた過疎地域持続的発展計画にあります住民への丁寧な説明を国、県、公募参加意向のある事業者へ求めていると思っております。

最後、5つ目ではありますが、遊佐町においても持続可能な未来づくりと地球温暖化防止に向け、カーボンニュートラルの宣言をしていきたいと考えております。そして、その他想定し得ない事柄等については柔軟に対応していく予定でありますので、法定協議会はやっぱり私は参加する以上、最低限ここは守ってくださいねということは、逆に言うと私が申し上げなければ誰が、誰かのせいにするわけはいかないわけですから、それら等しっかり求めていきたいと思っています。

なお、さきの説明会においても多くの慎重な意見や疑問、課題をいただいております。今後もあらゆる機会を利用して町民の疑問や不安が解消されるよう、説明会の開催等山形県や事業者に求めていると考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 今の5つの方針ですけれども、初めて耳にしました。恐らく議員の方も初めてだと思います。

それで、ちょっと検討を手短にしたいのですけれども、1つ目、ガイドラインを求めるということで、これはある意味当然だと私は思います。2つ目、協定締結。協定締結ということは、臂曲地区岩石採取でも協定という話がキーワードになりましたけれども、これはあくまでも大前提として事業は認めますよという前提です。それに基づいて協定を結ぶということになりますので、協定締結というのは町としては事業を認めるということになります。ただ、問題なのは、これだけだと結局どの程度の事業を認めるかというのがさっぱり分からない。ですので、さっぱり事業規模が分からない中で協定締結しますよと言ってしまっただけで果たしていいのですかと思うのです。それから、3つ目の予防管理、これ当然です。それから、住民説明、これは当然で、これも今までやってこられたことです。それから、カーボンニュートラル宣言。これは、別にやってもやらなくてもいいと。はっきり言って。事実上これによって何が変わるかというものではないので。私としては、5つの方針はいいのですが、果たしてこれで今まで町民から出されてきた疑問や不安に答えられるかということだと実際のところ思うのです。

それで、ちょっと話を進めますけれども、先ほど阿部満吉議員とのやり取りの中で、冒頭地域生活課長から11月の、町が頼んで県による説明会の様子をお話ししてもらいましたが、まず最初1問目、町

長にお聞きしますが、町長も当然地域生活課長からその説明会の様子を逐一報告受けていると思いますが、町長としてそれを聞いてどのような所見を持ったのかを、そもそも論は結構ですので、簡潔に所見をお願いしたいと思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） お話伺った中で、私は町民理解というのでしょうか、大体これまでやったことのない違うことをやったときにはかなりやっぱりいろんな意見が出るものだなという思いをしていました。なぜならば、我が町での風力発電事業について、当時酒田市がノーと言って、遊佐町で私は協定書、地域が協定結ぶからという理解をいただいて、協定書のたたき台も町で町民と一緒につくってきた、設置基準も町でつくってきた、その合意いただいたときに、それとしてよしとしてオーケーしたわけですが、その当時マスコミからは大変なバッシングを私は受けた経験があります。それは、酒田市が景観でノーと言って遊佐町がオーケーしたということ自体が隣の町と市で対応が違うということ、そしてマスコミによってはそれは面白おかしくあおる報道もありました。その当時は、3.11の2年半ぐらい前の時期でした。その時期ですから、その当時はそんなバッシングも受けたのですけれども、3.11のあの震災あった後にマスコミの2社から先が見えたのですかと言っていたいただきましたけれども、その当時の反省としては、私はそれは目の前のことに精いっぱい向き合ってきて、それについてクリアするための努力を必死にやってきましたというの積み重ね、職員がまさにそれを一生懸命やってきた積み重ねの成果だと思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤武君） いま一つかみ合っていない感じがするのですけれども、角度を変えてお聞きします。

その前に、ちょっと言い忘れたことがあるのですけれども、私の認識は今の洋上風力発電に関する遊佐町の状況というのは行政上の案件を超えていると思います。地域生活課長、何とかしてくださいというレベルではなくて、町長が政治家としてきちっと振る舞って解決すべき段階に私は来ていると思いますので、町長にお聞きをします。この時間は特に。

有望な区域に選定された直後の今年の9月22日に遊佐部会が開かれておるのですけれども、その議事要旨というのが公開されております。見ると、複数の委員から有望な区域に選定されて喜ばしいという発言がありました。ところが、先ほどの地域生活課長の紹介によると、県の住民対象の説明会、あるいは私たちが行った議会と住民との懇談会では、確かに賛成意見もあったけれども、圧倒的多数はこのままでいいのかという意見だと思います。そう考えると、遊佐部会と意見の乖離というのが激しいのです。もう乖離というか、断絶です。もう一つ付け加えるならば、私は今回いろいろ町民の方、意見を聞くことが多いのですが、特徴的なのは、感覚的な話ですけれども、若い人あるいは女性からの発言が多いなというふうな気がしているのです。当然厳しい意見として、こういう状況にかかわらず議会あるいは遊佐町、遊佐町長何しているのだという意見も聞いております。

話を続けますけれども、9月定例会の佐藤光保護議員への答弁で、フォトモンタージュのやり取りがあったわけですが、町長は環境アセス手続の方法書になったときに初めて発電計画が出てくるので、そこからフォトモンタージュに取り組んでも決して遅くないという発言をされております。多分ご記憶だと

思うのですけれども。ところが、多くの町民からは、フォトモンタージュは速やかにという声が少し前と
いうか、少なくとも9月議会の前からは出ております。先日、県の説明会でようやく県からいわゆる公式
のフォトモンタージュが示されたのですけれども、そのイメージに対して、これで十分かという声のほう
がむしろ多いわけなのです。そう考えると、そのフォトモンタージュに関して、私はその9月の議会のや
り取りをベースに考えれば、町長と町民の考えに乖離があるのではないかと思うのですが、いまだ町長は
フォトモンタージュまだ先でいいのか、ゆっくりでいいというふうに思うのか、それとも、いやいや、や
っぱりフォトモンタージュは必要だとお考えなのか、今現在どういうふうにお思いなのかお聞かせいただ
きたいと思います。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 地域生活課長が先ほどA案、B案、これ阿部議員の質問に対しておっしゃって
いました。やっぱりその計画によって何基が建つのかという答えについても、風車の大きさでどのぐらいの
設置になるか、それはまだ確定していないということ、またエリアも、どうも町民の皆さんは吹浦にも建
つのではないかという方がよくいらっしゃいますが、西遊佐と吹浦の間より吹浦のほうには建てないで
くださいよという、町はもう既に県に申入れをしております。ですから、設置基準が、県としてやっぱり明
快につくってほしいですよということを再三再四私は県に対しては申し上げておりますので、それら等が
きちっとなることによってフォトモンタージュも、想定するフォトモンタージュではなくて、やっぱりし
っかり設計図が出てからこういう状況になりますの形のほうが説明が基準としては、やっぱり説明する
ときにもいいのではないかと私は思っています。なぜならば、臂曲地区の岩石採取計画が出たときにコンピ
ューターグラフィックスを使ってどうなるか、町としてグラフィックスつくっております。あれは、計画
が出たものに対して、実はあの計画であるところになるのですよというのがやっぱり理解できるわけ
で、それが想定して何基かも分からない、どのような状況かも分からない中でフォトモンタージュ、フォ
トモンタージュと先を急いでも、それは後で条件によって大幅に変更せざるを得ないというような状況も
想定されるわけですから、まだ計画ですから、その中で法定協議会でそこまで間に合えばそれからの議論
でも十分間に合うと私は思っております。

議 長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） 計画が出てからフォトモンタージュをすればそれでいいと、足りるということ
でした。そうすると、9月議会の時点の考えと基本的には一緒だと思うのですけれども、はっきり言ってそ
れは私が聞いている町民の多くの方の意見とは違うなというふうに思います。町民の方はそんなの分かっ
ているわけです。あくまでもそれはイメージ、しかもそのとおり配置がなるわけではない、ただし書をす
ればいいわけなので。だけれども、例えばマックスで、今のところマックスですよ、東京タワー並みの300メ
ーターぐらいの風車が建つかも知れないと、だったらどうなるのでしょうかねというのはやっぱりイメージ
つかみたいと思うのはそれ当然だと思いますし、今の技術であれば恐らく、私はできませんが、それなり
の技術を持った人であればたやすくできるのだと思うのです。ですので、何もそれは恐れる必要はないと
思うのですが。

ちょっと別の視点からももう一つお尋ねいたします。エネルギー問題、ちょっと大きく話をしますけれ
ども、私はこれ単純に白黒とか善悪で判断はできないと思います。そもそもの出発点が、我々人間がここ

までよくも悪くも発達してしまって、暖衣飽食を求める、そういう欲望の塊ですので、それを満たすためのエネルギーです。それは、我々誰しもが結局欲望があるわけなのです。ですので、そういう意味では、発電するという事は、どういう方法を使っても環境破壊をゼロにして発電するという事はできませんので、そういう点ではある意味苦勞かもしれません、全て。だけれども、そんなことを言っただけは何も問題解決しませんので、よりましな選択を積み重ねていくということだと思っております。その中での具体的な手法として考えられているのが風力発電ではないかということなのだと思います。ただ、そのときに、よりましな進め方ということが私は大事だと思うのですけれども、今の説明会がよりましな選択の積み重ねと言えるのかという疑問があります。これからちょっと具体例を挙げますので、町長のご所見を伺いますけれども、例えば遊佐部会の人選をちょっと検討してみたいのですが、名簿が公になっておるのですけれども、メンバーが33名いるようです。そのうち、氏名からの判断ですけれども、女性は僅か1人。肩書から判断ですけれども、風車が撤去されるであろうという30年後に実際にその撤去作業もろもろに年代として携わらなくてはいけないと思われる若者世代はゼロ。あるいは、先ほど高橋冠治議員とのやり取りもありましたジオパーク、ジオパークに現場として携わっている人が遊佐部会のメンバーに入っているかというゼロ。私の判断ですけれども、ゼロだと思います。もちろんその委員の人たちは委員と呼ばれたので、別にその人個人個人が悪いわけではないのです。その人個人個人が男だから悪いとか、年寄りだから悪いと言っているわけではないのですけれども、結局選んだのは多分県だと思うのですが、結果として私自身も既にその年齢に入っておりますので、自戒を込めて言いますけれども、21世紀に入ってもう20年もたつというのに、こういう大事なことがいわゆるおっさんだけで決められているのです、遊佐部会。こういうような陣容で遊佐部会で決まりましたと、県の考え方を遊佐部会がおおむね了解しましたというような話であったとしても、それが町民とずれてくるというのは当たり前だと思うのです、ある意味。だって、女性はほとんどいない、生活者は入っていない、若者は入っていない。そういう状況で、はい、決まりましたで出されたら、それはおかしいよと私は当然なるべきだと思うのです。ですので、そういう点もよりましな積み重ねと果たして言えるのかと私は疑問を持つのですが、場合によってはそれに対して遊佐町としては、いやいや、おかしいよということを当然言ってもいいと思うのですが、町長としてのご見解をお願いします。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 実は遊佐部会の委員の選定については私はタッチしておりません。それは、県が委嘱をしたという形になってきているのだと思います。それぞれの地区の推薦とか。私は、遊佐部会の委員には多様な意見をやっぱり発言してくださいよと、それぞれの段階で、ただし海の上で遊佐町が権利があるということは、多分遊佐町の政治的な管理の中でいくと陸上の上までで、遊佐町の権利は及ばないのだと思います、海洋には。それは、やっぱり生活者としての漁業者、また海運、運送等の利用する皆さんについては権利があるのだと思っておりますが、町としては、面している地域の皆さんはそれはそれは大変な思いで参加されている方もいらっしゃると思いますが、町から見れば県が推薦した人に対して、あの人駄目ですよというような形で私はこれまでも申し上げたことはございません。県の選定について求められる、いわゆる県の役割で進められているものに対して、遊佐町長がそれは駄目なのではないか、人選が駄目なのではないかということをお私に申し上げる立場にありませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

議 長（土門治明君） 5 番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） よく聞いていただきたかったですけれども、私は遊佐町がその人を推薦したとかいう話は一切していません。それから、その人個人個人には私は一切、罪と言ったら変ですけども、それはない。あくまでも呼ばれて参加しただけ。だけれども、結果として属性がかなり偏っていると。それについてはどう思いますかとお聞きしただけなのです。

それから、言葉尻を捉えて悪いのですけれども、海洋町の権限は及ばないような話をされてきましたけれども、では何で固定資産税云々という話になるのですかという話になってくるのです。ですので、やはり、海洋も確かに隣の中国まで、韓国までつながっているということで考えればまた話は別でしょうけれども、いわゆる本当の近海、すぐそばであれば当然、私もすみません、今正確な情報を持ち得ておりませんので、何海里までとか何メートルか分かりませんが、少なくとも固定資産税が入るという話をするのであればそこまでは遊佐町の、全てではないかもしれませんが、管理範疇というふうに考えてないとまずいのかなと思います。

話を進めますけれども、法定協議会についてお尋ねをいたします。遊佐部会が9月の22日に開催されていますけれども、このときに配られた資料というのも公開されておまして、その中で令和3年度の取組という資料が配られております。その中で、すごいことが書いてあるのです。11月、法定協議会1回目、2月、法定協議会2回目という計画が9月段階の資料に、これ公開されていますので見てください。明記されているのです。実際には、11月は過ぎていきますので、法定協議会はまだ開かれておりませんが、そういうスケジュールが実際あったということなのです。ちょっと中身に入る前に、また町長にお聞きしますけれども、単純な質問です。法定協議会が多分間もなく設置されるのだと思いますけれども、この状況で設置されることが決まったら嬉しいということでしょうか。どういうふうに思いますか。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 私は、法定協議会についてはやっぱり開催していただいて、町としての意見をしっかりと申し述べる機会をいただくということは非常にありがたい機会だと思っております。なぜならば、先ほど齋藤議員質問ありました、海の上だから権利あるのではないかとおっしゃいましたが、山形県の日向川より北のエリアは一般海域、県が管理する海域となっております。そして、酒田市の宮海、日向川の以南については、もう酒田市の漁業者が水産業の権利を放棄した、いわゆる酒田市の北港の港湾エリアという位置づけで、直接国が管理するエリア、そして日向川以北は県が管理するエリアとなっておりますので、確認をお願いしたいと思っています。

議 長（土門治明君） 5 番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） 質問には真っすぐ答えていただけなかった気がしますが、管理エリアについてはちょっと質問の核心ではありませんが……

（何事か声あり）

5 番（齋藤 武君） 私の感覚です。私の取り方です。管理エリアについては、いろいろな管理区分があります。ですので、漁業上の管理区分と、あと例えば固定資産税の税法上の管理区分等々が違いますので、そこはちょっとこれ以上私も今資料ありませんので深入りはしませんが、そこはちゃんとそれぞれ分けて考える必要あるというふうに思います。

法定協議会の話の続きです。構成メンバーを、法定協議会はこのメンバーで構成してくださいねというのが再エネ海域利用促進法に明記されております。具体的には9条の2項というところなのですが、それを見ると大臣あるいは知事というのがずらずらと並んでいまして、明らかな町の代表というのは町長一人だけなのです。そのような状況で町民の不安や疑問がきちんと伝わるのかというふうには私は大いに不安があります。しかも、その同じ9条の6項にはこう書いてあるのです。協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないというふうに書いてあります。これが私が壇上で申し上げた事実上強い拘束力を持つのではないかと考えた私の根拠です。町長は、その法定協議会は町民等々の不安を持ち込んで話し合う場だというふうにおっしゃっていて、そういう認識かもしれませんが、では実際どうなのだとおっしゃるところなのです。今まで開かれた遊佐部会、そのほかいろんな会議あるかもしれませんが、あるいは住民説明会等々を通して住民から出てきた疑問が十分解消されない状況で法定協議会がいったとしても、果たしてどうなのかと。しかも、町長お一人が乗り込んでいくような形になるのかもしれませんが。そうした中で、最後多数決で決めるのか、どういうふうにして決めるのか分かりませんが、果たして十分に町民の声が伝わるのかというような、非常に大きな疑問が正直言っています。これは実際開かれていませんので、仮定の部分ありますけれども。それで、私は、町長が一人乗り込むのもそれは結構なのでしょうけれども、やはりそれは荷が重いと思うのです。やはり町民の声を背に受けて、町民はこう考えているのだと、だから何としてもここは、この部分だけはこうしてくれというような伝え方をしないとやはり伝わらないのかなと。私がこう思うのではなくて、町民もこう思っていると、私はその代表で来たというような乗り込み方を私はすべきだと思うのですが、そのためにはやはり町民の意見のある意味一定まとめて、背に受けていく必要がある。そのためにも、その手段としてやっぱりフォトモンタージュ等々を早めに出して、町民の皆さん共通認識をつくってもらうということも必要ではないかということなのです。フォトモンタージュというのは。ただの単純なるイメージだけではなくて、町長の背中ひょっとしたら帆になるかもしれないと、風を受ける。そういう考えもあっていろいろ聞いたのです。そこら辺、しつこいようですけども、フォトモンタージュはまだまだいいという考えになりますか。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） この議場で確かに議論はしていますが、実際私は皆さんと同じ町会議員の時期がありました。課題があるときは参議院議員の岸先生の事務所、国会まで、議員会館まで出かけて行って、新たな農政の見解についてやっぱり教えていただきたいという形で勉強会等させていただいた経過があります。今町の議会として特別委員会開催したわけですから、そしてましてや庄内3区の選出の国会議員が国土交通省の政務官という立場ですから、一番それら等に詳しい人材を、しっかりと勉強会すればやっぱり教えていただける非常に貴重なチャンスが実はあるのだと思うのです。一つ全部全て町だけで解決できるわけではないのですから。私は、実はこの間同級生の県会議員と話したときは、山形県の県会議員の皆さんの共通認識ってなっていますかと伺いましたが、それぞれで、酒田は酒田で、庄内町は庄内町で、鶴岡は鶴岡でそれぞればらばらですよという話をいただきました。やっぱり県議会においても内陸の選出の議員の皆さんは意外に興味がないとおっしゃっていましたが、やっぱり庄内の選出の国会議員の先生方がやっぱり共通理解を得ながら、そしてこの遊佐とか酒田とか、そういうエリアの町議会の皆さんがやっ

ぱりしっかり支持する国会議員と勉強会しながら理解を深めるといふ努力をしてもらわないと、地域の課題全てが私一人で伝わるというものではないのだと思います。議会は議会ですから。協議会は協議会に出て発言としては、活字としては残ります。だけれども、その他の課題については、やっぱり皆さんから見れば、齋藤議員から見れば3区の鶴岡の議員がまさに地元選出で国土交通省で政務官になっているわけですから、一番それらのどなたに説明を聞けば、どういう手順でどういくのかは一番教えていただける立場にあるのだと思います。そこらをやっぱりしっかり国会議員も活用しながらそれを勉強していかないとなかなか、上辺だけの議論になってしまうのかなという思いしていますので、もしも私が議員だったらやっぱり行きます。教えていただきたいということで。議員会館に押しかけても勉強会して、そして地域にとってやっぱりリスクがないようにする最善の方法を、これ当然考えるのは誰も同じだと思うのです。議会だから、それから行政だからでなくて、地域挙げてやっぱりリスクは駄目ですよということをしかり確認し合いながら進めていただくというのが行政の在り方ではないかなと私は思っています。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） おっしゃるとおりです。私も当然既に国会議員、あるいは県会議員に話をしております。ですので、この場では当然こういう立ち位置でやっていますので、町長はこうやってくださいというふうに今言うわけですが、それはお互い政治家、政治に携わる者としてあらゆる手段を使うと、それは当然です。ですので、そこはそれぞれパイプを使ってやっていきたいと思っておりますので、そこはよろしくお願ひしたいと思っております。

地域生活課長に実務的な部分をちょっとお聞きしますけれども、何を聞くかという情報の伝え方です。町民に対する情報の出し方ということでお聞きしますけれども、11月15日の広報お知らせ号の1面に、1ページ目ですけれども、洋上風力発電事業のスケジュールというのが載っておりました。資料の出元は県のそれこそ遊佐部会の資料を転載した形になると思うのですが、ところが問題は、それを載せたのが悪いとかいうことではなくて、それを見た町民の人が果たして風車が建つイメージがそれを見て伝わったかどうかということなのです。当然その資料は、情報は無駄だとは言いません。だけれども、解説もない状態で、その表でデータで出ても、やはりそれは情報としては、100%伝わっていないとは言いませんけれども、かなり伝わり切れていないのではないかなと思います。1月1日号に県の説明会の資料を全戸配布という話、それは当然やっただけが必要があると思うのですが、それでもそもそも県の説明会に出た人、資料を見て、それに対する資料の疑問もあったわけですので、やっぱりそれでも十分ではないわけです。配らぬよりは当然いいわけですが、そう考えると、なおさら私は町として、本来これ町がやる仕事かどうかという、その疑問は当然あります。だけれども、そうも言っていられない状況だと思うのです。一番町民に近いのは町ですので。県とか国ではなくて。そう考えると、町がやっぱり本当に町民のかゆいところに手が届くような情報を小まめに出すということはすごく大事だと思うのです。もちろんいろんな紙面上の制約とかあるので、正直言ってできること、できないことあるという話はあると思うのですが、今後、今現在考えていることで結構なのですけれども、地域生活課として、たまたま担当課になってしまっているということもありますので、どのように、その1日号の全戸配布のこととかもう既に、これから決まっていること、あるいは既にされたことは別にして、それ以外どういう形で情報を伝えていくおつもりがあるのかお聞かせいただきたいと思っております。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

11月15日号、こちらになりますけれども、表紙、1面でスケジュール感についてお知らせしました。このときは、まず有望区域になりましたということで、それをメインの形でお知らせをさせていただきました。あわせて、これまでの、そしてこれからのスケジュールということでスケジュール感をお伝えしましたけれども、先般の説明会でもこのスケジュール感よりもどのような計画がなっているのかと、それこそ区域、設置基数、設置高等々、計画の内容を知りたいのだということで、そういうご指摘受けました。取りあえずまず先ほど申しましたように計画図、配置計画につきましては議場の前のところに貼らせてもらいました。そして、何よりもまず町民の皆さんが周知がなされてないというご意見をどこの会場でも多くいただきましたので、まず取りあえずといたしますか、説明会資料全戸配布、回覧版でなくて全戸配布しましょうということで今段取りして印刷をかけております。1月1日号の広報と併せて全戸配布、お知らせしたいというふうに考えてございます。

これからですけれども、皆さん大分興味といたしますか、関心お持ちになってございます。例えばでございますけれども、説明会の前に、お知らせする前に資料を配布して、見ていただいてから、その資料を持って説明会に臨んでいただくとか、そのような方法もあるのではないかなと考えてございます。それにつきましては、県のほうと情報提供を含めまして、丁寧な説明できるように県と相談しながら、これまで以上に詳しい情報提供をしていければいいのかなと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） あとは、ちょっと各論につきまして若干具体的なことをお聞きします。

その洋上風力発電に関わる課題というのはいろいろ多岐にわたります。この場で全て列挙しませんが、ただ、遊佐町沖ということでいえば、その遊佐町沖ならではの特性というのがあると思ひます。1つが、私なりに考えた大きなところですが、サケへの影響がどうなのかというところがあると思ひます。それから、もう一つ、地下水脈への影響はどうかという。この2つが遊佐町沖での課題の特性と言えるのかなと思ひます。もちろんほかにもあります。だけれども、低周波だとか景観だとかはどこに建ててもついてくる話でしょうから、まずこの2つが遊佐町沖での課題で顕著なものかなと思ひます。けれども、これに関しては町長、これは今までもやり取りをしているかもしれませんが、いろいろ話を受けているかもしれませんが、ただ状況が当然変わってきています。1年前と、ひょっとしたら調査研究が進んだとかいうこともあるかもしれません。今現在、町長の見解として、所見としてこの2つの課題についてはどう対処すべきであるというふうに考えていますか。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 内水面の影響についてということを最初に答えさせていただきます。

内水面の問題につきましては、内水面漁協の代表者が1人、箕輪のサケふ化組合の佐藤組合長が会議に参加をいただいています。そんな形で、サケの影響がどうかという心配も、発言もなされていると伺っておりますし、過日、山形県より遊佐町の環境審議会等での疑問についてこういうことを対処してくださいよという項目について、やっぱりサケの影響について慎重に願ひしたいということを県に申入

れをしたら、その回答にしっかりとそのような文言も盛っているということを確認しましたので、そういういわゆる内水面の業者は海に行くと漁業権がなくなるのだそうで、川から入ってきたときから漁業権が発生するというのを伺っていますので、それら等しっかりと配慮していただけるということはあるがたいと思います。そして、先月ですか、水産庁の元長官、長谷さんが県の事業で漁業の共生についての講演会を酒田でやっていただいております。水産庁から長官なされた長谷さんが来てくれて、漁業への影響等、漁業との共生を進めなければやっぱり大変でしょうねということ、漁業者の皆さんを中心にした話し合いもやっていただいているということは大変ありがたいことだと思っています。

あともう一つ、地下水脈という話がありましたが、遊佐町ではいわゆる砂浜の下から地下水が出ているということは、鳥海山の伏流水という形では認識をしております。釜磯とか、いわゆる溶岩がそのまま海まで流れ込んだあの吹浦とか女鹿とか岬のエリア、それからあれは小砂川かな、小砂川漁協の辺までは確かに鳥海山の伏流水が湧き出ているということはあるのですが、西浜海岸以南のエリアについては地下水の伏流水が湧き出しているという報告は、調査も多分行ったことはないのしょうけれども、どこまで湧き出ているか調べたときに、一番出ているのが女鹿とか滝ノ浦、あの辺が鳥海山のそのまま溶岩が流れ込んだエリアにはあるけれども、いわゆる堆積砂丘の沖合にはそういう情報は私としては、まだ勉強不足かもしれませんが、そういう情報まではつかんでおりません。町の地下水って果たしてどこが水源でどこまで流れるものなのかと見れば、当然やっぱり鳥海山の伏流水という位置づけしますときに、鳥海山のエリアで、例えば平場でいっても里の名水・やまがた百選に認定される水のほとんどが鳥海山麓という形の中、また釜磯の水とか、そういう海底から湧き出すにしても女鹿の漁港にもあるわけですが、それら等、山岳地帯と一体をなすものから水は出てくるという認識で、砂浜の沖の海底から水が出ているというデータは町としてはこれまでも取り寄せたこともないし、確認もしていないというのが現状であります。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） まず、サケのほうの話ですけれども、当然私はサケ養殖に携わっている者ではありませんので、そういう意味での直接の利害関係はないわけなのですけれども、ただサケ文化というのは果たしてその養殖に携わっている人だけのものなのかということは確認をする必要があるのかなと思います。その上で、配慮するという記載が、文言があったということなのですけれども、それは当然のことで、やっぱり一番問題なのは実際被害が出たときにどうするかということ、そこをあらかじめきちっとして進めないと、そこはやっぱり当然そこどうなのだという不安につながるわけなのです。それは、例えばそういうときにはもう発電は止めるのか、その事業そのものを止めるのか、あるいはお金で解決するのか、いろいろ考えられますけれども、でも当然リスク管理ということであれば事前にそこは決めておくべきだろうと、それは当然思うわけです。

それから、もう一つ、湧水についてです。私も今ちょっと手持ち資料ないので言えない部分があるのですが、ただ分からないのが、実際西浜の砂丘地帯の下には地下水があるわけなのです。ですので、西浜の人たちはその水をポンプアップして農業に使っているということです。それが果たしてそこで止まっているのか、海底まで行っているのかということがあると思うのですが、そこは分からないからこそ調べる必要があるわけなのです。ちなみに、私、吉出山の採石問題を質問したときに、やっぱり町全体の地下水マップ、環境インフラとして整備すべきだというふうに申し上げた記憶があります。ですので、そういうのが

もしあれば町全体の地下水の流れというのが、当然100%ではないかもしれませんが、傾向はつかめると思いますので、やはりそういう整備も必要だなというのを改めて思うところであります。

あと、時間がないのでもう終わりになりますけれども、最後まとめに入ります。そのお知らせ号のスケジュール、そのスケジュールをお知らせ号、11月15日号に載せているという話を上げたときに話をしましたけれども、とにかく事業計画の全体像が把握しにくいと思います。いろんな手続が並行して進んでいます。遊佐部会もあるし、全体会合もあるし、これから法定協議会があるかもしれない。一方で、並行して環境アセスメントというのも進んでおります。準備書、評価書、方法書というようなことで。さらにややこしさに拍車をかけているのが、希望事業者が多いということなのです。1つ、2つだったらまだしも、かなりの数、しかもJVというか、組んでいるところもあったりして、なかなか実態把握が、落ち着いてやらないとつかみにくいという状況だと私思います。そうした中にもかかわらず、法定協議会が、先ほどは11月に予定されているという話をしましたが、もはやいつ開かれてもおかしくない、制度上はそういうタイミングに来ているわけなのです。ところが、話をちょっと蒸し返すようではございますけれども、具体的な風車の大きさ、数、どこに配置するのか、1キロ沖なのか、それとももっと沖なのかということが、かいま見えてはいますけれども、一向に明らかにされていないという状況。県から一応、一応と言ったら失礼かもしれませんが、フォトモンタージュ、正式に示されたのがようやく先月であります。町長はもともと計画が出た段階でということでしたけれども、私の認識としてはその事業計画が確定するというタイミングと事業そのもののゴーサインのタイミングというのは事実上ほぼ一緒だと思います。ですので、事業計画が出てからよしあしを考えましょうといってもそれはほぼ無理だと思います。ですので、口酸っぱく言いますが、早め早めに情報を出してもらって、共有して、是非を判断していく、あるいは修正できるものは修正していくということであれば結局間に合わない。間に合わずにずると押し込まれて、結局何だったのだという状況になるのではないかと私を最も危惧しております。町長は、常日頃からオール遊佐の英知をとということをおっしゃっております。私もそのとおりでございます。今その数多くの遊佐の英知を持つ方々が洋上風力の在り方について、いやいや、このままだとおかしいよという声を上げています。ぜひそこに正面から真摯に向き合っていただきたいということを申し上げて終わります。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 私は、地域の未来づくりについて、これまでも奇をてらったことをやるとか、理にかなわないことをやるとかということは今までやったことありません。やっぱり臂曲の岩石採取の課題についてもしっかりと町と県と条例を整えながら、そして今裁判に訴えられて、地裁3年、そして高裁が1年、今最高裁へ訴えられてもまだ裁判が進められていない状況であります。やっぱり次の世代からあの時代は手抜きしたから何も残らなかったのだよねということは言われたくないのもそれ当然です。ですから、真正面から向き合いながら、この地域の持続可能な地域づくり、特に今スウェーデンのグreta・トゥーンベリさんというかつて高校生が地球温暖化に対するノーという声を出したときに、いや、必ず30年後の世界ではあれが普通の時代になるのだということを想定しているわけでありまして、いわゆる次の世代、若い世代がしっかりと今と同じ地球の恩恵を受けられるような努力を我々現役世代がずっとずっとしていかなければならない、そんな思いで行政進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議 長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の一般質問を終わります。

一般質問は全員終了いたしました。

会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間を本日の日程が終了するまで延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は本日の日程が終了するまで延長することに決しました。

次に、日程第2から日程第12まで、議第84号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）ほか特別会計補正予算3件、議第88号 遊佐町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか条例案件4件、事件案件2件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会事務局長。

事務局長（高橋善之君） 上記議案を朗読。

議 長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第84号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）。本案につきましては、新型コロナウイルス対策予算や各種事業における変更、新規事業への対応をするため、関連する予算について補正するものであり、歳入歳出予算の総額に1億3,600万円を増額し、歳入歳出予算の総額を102億3,100万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、地方交付税で1億1,058万8,000円、官民連携基盤整備推進支援調査費補助金などの国庫支出金で1,479万2,000円、県支出金で867万8,000円、町債で100万円、その他の収入で94万2,000円をそれぞれ増額し、歳入補正総額で1億3,600万円を増額補正するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、議会費で30万6,000円を増額、総務費で830万6,000円を減額、民生費で2,004万4,000円を増額、衛生費で762万3,000円を増額、農林水産業費で4,289万1,000円を増額、商工費で2,786万9,000円を増額、土木費で4,050万円を増額、教育費で417万5,000円を増額、公債費で42万7,000円を減額、諸支出金で132万5,000円を増額し、歳出補正総額で1億3,600万円を増額計上するものであります。

議第85号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。本案につきましては、繰越金と諸支出金の増額が主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,984万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億8,361万7,000円とするものであります。

歳入の主なものを申し上げますと、繰越金を2,984万6,000円増額しております。

一方、歳出の主なものを申し上げますと、国民健康保険事業費納付金を423万4,000円、諸支出金を2,534万8,000円増額しております。

議第86号 令和3年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。本案につきましては、遊佐町公共下水道事業に係る一般管理費の見直しにより、歳入歳出予算の総額にそれぞれ230万円を増額し、歳

入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,734万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、繰越金で234万円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務管理費で234万円を増額するものであります。

議第87号 令和3年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。本案につきましては、遊佐町地域集落排水事業に係る一般管理費の見直しにより、歳入歳出予算の総額にそれぞれ58万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,358万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、繰越金で58万円を増額するものであります。

一方、これに対する歳出につきましては、総務管理費で58万円を増額するものであります。

議第88号 遊佐町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、図書館の利用状況及び利用者の利便性を考慮し、図書館の開館時間及び休館日を改正したく提案するものであります。

議第89号 遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、諸般の情勢を考慮し、トレーニングルーム年会費を改正したく提案するものであります。

議第90号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、関係する規定を整備するため提案するものであります。

議第91号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、関係する規定を整備するため提案するものであります。

議第92号 遊佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、健康保険法施行令の一部を改正する政令の制定による産科医療補助制度の見直し及び出産育児一時金の支給額が40万4,000円から40万8,000円に改正されたことに伴い、出産育児一時金の支給額を改正し、出産費用の負担軽減を図るため提案するものであります。

議第93号 橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋上部工工事に係る請負契約の一部変更について。本案につきましては、橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋上部工工事にについて、契約金額を変更して実施する必要があるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

議第94号 町道路線の認定について。本案につきましては、道の駅建設に合わせて整備する連絡道路を町道として認定するため提案するものであります。

以上、補正予算案件4件、条例案件5件、事件案件2件についてご説明申し上げます。詳細につきましては所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（土門治明君） 次に、日程第13、補正予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第84号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）ほか特別会計補正予算3件については、恒例により小職を除く議員11名による補正予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、遊佐町議会会議規則第39条の規定に基づき、補正予算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、補正予算審査特別委員会委員長に総務厚生常任委員会委員長の那須正幸議員、同副委員長に菅原和幸議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、補正予算審査特別委員会委員長に那須正幸議員、同副委員長には菅原和幸議員と決しました。補正予算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後5時04分）